

令和 8 年度

福祉の手びき

山口市健康福祉部
山口市こども未来部
山口市福祉事務所

目 次

1. 事務分掌、予算	2
2. 生活保護	5
3. 児童、母子、父子、寡婦福祉	15
4. 障がい者福祉	22
5. 高齢者福祉	32
6. 介護保険	47
7. その他の福祉関係施策	51
8. 市内福祉関係施設一覧	62
9. 項目別連絡先一覧	76

1. 事務分掌、予算

事務分掌

健康福祉部

地域福祉課

- (1) 地域福祉の推進に関する事。
- (2) 生活保護に関する事。
- (3) 民生委員及び児童委員に関する事。
- (4) 赤十字会員及び日赤奉仕団に関する事。
- (5) 社会福祉統計に関する事。
- (6) 旅行者、行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。
- (7) 墓地、埋葬等に関する法律による埋葬又は火葬に関する事。
- (8) 戦傷病者及び戦没者遺族に関する事。
- (9) 軍人、軍属等の恩給に関する事。
- (10) 中国残留邦人に関する事。
- (11) 生活困窮者の自立支援に関する事。
- (12) 包括的な支援体制の整備に関する事。
- (13) 各総合支所との連絡及び調整に関する事。

高齢福祉課

- (1) 在宅福祉及び施設福祉の企画及び体制づくりに関する事。
- (2) 高齢者福祉に関する事。
- (3) 老人福祉施設等に関する事。
- (4) 地域支援事業に関する事。
- (5) 地域包括支援センターに関する事。
- (6) 成年後見センターに関する事。
- (7) 各総合支所との連絡及び調整に関する事。

介護保険課

- (1) 介護保険に関する事。
- (2) 介護保険事業計画に関する事。
- (3) 介護認定審査会に関する事。
- (4) 要介護認定調査に関する事。
- (5) 各総合支所との連絡及び調整に関する事。

障がい福祉課

- (1) 在宅福祉及び施設福祉の企画及び体制づくりに関する事。
- (2) 障がい者(児)の福祉に関する事。
- (3) 障がい者福祉施設等に関する事。
- (4) 障がい者基幹相談支援センターに関する事。
- (5) 自立支援給付に関する事。

- (6) 地域生活支援事業に関する事。
- (7) 障害児通所支援に関する事。
- (8) 特別障害者手当等の支給に関する事。
- (9) 各総合支所との連絡及び調整に関する事。

保険年金課

- (1) 国民健康保険に関する事。
- (2) 国民健康保険の保健事業に関する事。
- (3) 国民健康保険運営協議会に関する事。
- (4) 国民年金に関する事。
- (5) 福祉年金に関する事。
- (6) 特別障害給付金に関する事。
- (7) 後期高齢者医療に関する事。
- (8) 福祉医療に関する事。
- (9) 各総合支所との連絡及び調整に関する事。

健康増進課

- (1) 健康づくり事業に関する事。
- (2) 精神保健に関する事。
- (3) 予防接種及び健康診査に関する事。
- (4) 歯科保健に関する事(子育て保健課が所掌する事務を除く。)
- (5) 栄養改善指導に関する事(子育て保健課が所掌する事務を除く。)
- (6) 医療衛生機関及びその団体に関する事。
- (7) 地域救急医療対策及びへき地医療対策に関する事。
- (8) 保健師活動及び保健指導に関する事。
- (9) 休日・夜間急病診療所に関する事。
- (10) 保健センター及び保健福祉センターに関する事。
- (11) 各総合支所との連絡及び調整に関する事。

指導監査課

- (1) 社会福祉法人の認可及び指導監査に関する事。
- (2) 社会福祉連携推進法人の認定及び指導監査に関する事。
- (3) 社会福祉施設の指導監査に関する事。

こども未来部

こども未来課

- (1) 子ども・子育て支援に関する事。
- (2) 少子化対策に関する事。
- (3) こどもの貧困対策に関する事。
- (4) 子ども・子育て会議に関する事。
- (5) 山口市保育施設等事故検証委員会に関する事。
- (6) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- (7) 放課後児童クラブに関する事。
- (8) 地域子育て支援拠点施設に関する事。
- (9) 児童館の管理運営に関する事。
- (10) 各総合支所との連絡及び調整に関する事。

保育幼稚園課

- (1) 保育所等における保育に関する事。
- (2) 保育所等の施設整備に関する事。
- (3) 保育所等の管理及び運営に関する事。
- (4) 幼稚園における保育に関する事。
- (5) 幼稚園の管理及び運営に関する事。
- (6) 幼児の就園事務に関する事。
- (7) やまぐち子育て福祉総合センターに関する事。
- (8) 各総合支所との連絡及び調整に関する事。

子育て保健課

- (1) 家庭児童相談に関する事。
- (2) 要保護児童対策に関する事。
- (3) 母子・父子家庭及び寡婦の福祉に関する事。
- (4) 母子保健に関する事。
- (5) 母子の歯科保健に関する事。
- (6) 母子の栄養改善指導に関する事。
- (7) こども家庭支援に関する事。
- (8) 各総合支所との連絡及び調整に関する事。

総合支所(小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)

総合サービス課

- (1) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険及び国民年金等に関する事。
- (2) 社会福祉に関する事。
- (3) 市民の健康に関する事。(秋穂、阿知須のみ)
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長の指示する事項に関する事。

※このほかに、各部、各総合支所に政策管理室を置く。

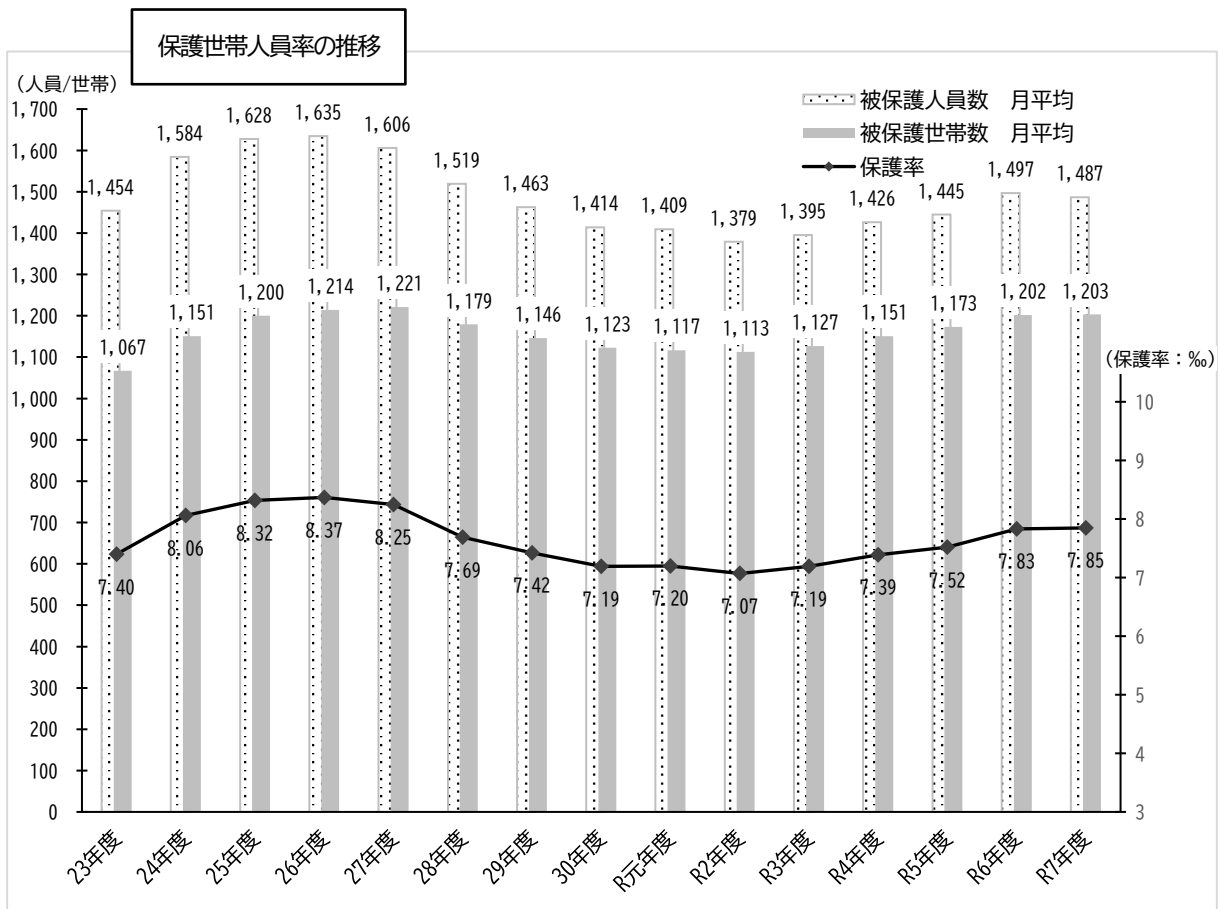
令和8年度健康福祉部・こども未来部関連民生費及び衛生費当初予算（一般会計分）

款・項・目	本 年 度	備 考
民 生 費	37,091,518 千円	
社会福祉費	16,585,496 千円	
○社会福祉総務費	2,570,146 千円	
○社会福祉施設費	4,703 千円	
○老人福祉費	7,852,149 千円	
○老人ホーム費	14,397 千円	
○老人福祉センター費	13,304 千円	
○障がい福祉費	6,073,255 千円	
○国民年金費	57,542 千円	
児童福祉費	17,711,629 千円	
○児童福祉総務費	1,802,365 千円	
○児童措置費	6,468,501 千円	
○母子父子福祉費	763,577 千円	
○児童福祉施設費	8,642,283 千円	
○児童館費	34,903 千円	
生活保護費	2,794,393 千円	
○生活保護総務費	182,393 千円	
○生活保護扶助費	2,612,000 千円	
衛 生 費	2,468,176 千円	
保健衛生費	2,468,176 千円	
○保健衛生総務費	551,528 千円	
○母子保健費	413,154 千円	
○健康増進費	168,066 千円	
○保健衛生施設費	69,018 千円	
○地域救急医療費	257,738 千円	
○予 防 費	1,008,672 千円	
計	39,559,694 千円	

2. 生活保護

生活保護法は憲法第 25 条に基づいて、生活に困窮するすべての国民に対して健康で文化的な最低限度の生活を維持するための保障水準を定め、要保護者も自己の資産のすべてを活用し、又自己の能力の最善をつくしてもなお最低限度の生活が維持できない場合に充たし得ない部分の扶助を受け、生活の向上を図りつつ自立を助長することを目的としています。

山口市における生活保護の状況は、令和 8 年 3 月末現在、被保護世帯 1,218 世帯、被保護人員 1,515 人で、人口 1,000 人当たりでは、8.02 人となっています。



保護には次の 8 種類があり、被保護者の最低限度の生活を維持するために、必要に応じ、扶助が行われます。(法第 11 条)

- 1)生活扶助 衣食の費用や光熱費、日用品費など個人や世帯が日常生活を営むうえで必要な経費について、原則、金銭給付により行います。また妊産婦や高齢者、障害者、施設入居者など、個人または世帯の事情に応じて生じた必要を満たすための加算や出生、入学、入退院時など臨時的な需要のための各種扶助があります。

- 2)教育扶助 義務教育修学に伴い、児童生徒が必要な学用品や通学用品、正規の教材、学校給食費などの費用について、原則、金銭給付により行います。
- 3)住宅扶助 借家、借間、借地の家賃等相当額、また最低限度の生活を維持する上で必要とされる家屋補修や修理の費用について、原則、金額給付により行います。
- 4)医療扶助 診察や処置、入院または在宅での療養、薬剤または治療材料など必要な医療費について、原則、現物給付により行います。
- 5)介護扶助 要介護者および要支援者に対してケアプランに基づき行われる介護及び介護予防に係る経費、福祉用具の給付や住宅改修、移送の経費について、原則、現物支給により行います。
- 6)出産扶助 分娩の介助に必要な措置および衛生材料費について、原則、金額給付により行います。
- 7)生業扶助 個人や世帯の収入の増加、自立の見込みがある場合、必要な資金や設備、また技能習得や就職のために必要な経費について、原則、金額給付により行います。高等学校修学に必要な費用も生業扶助として給付されます。
- 8)葬祭扶助 検案並びに葬祭に必要な経費について、原則、金銭給付により行います。

山口市の年度別扶助費の状況

(単位 千円)

年度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施設事務費
H17	463,686	134,101	6,491	29,137	751,718	682	2,864	636	61,417
H18	503,632	142,625	6,956	23,113	828,549	627	2,760	2,167	73,688
H19	506,850	151,391	5,980	22,466	904,574	249	3,471	1,206	76,138
H20	563,033	171,951	6,257	25,726	1,006,624	694	3,907	1,983	74,235
H21	641,590	206,652	12,324	28,977	1,095,226	1,497	5,609	2,698	68,819
H22	708,766	225,713	14,885	38,017	1,159,358	592	4,046	2,064	70,557
H23	748,986	242,820	16,880	44,754	1,132,859	2,120	6,448	3,815	71,091
H24	801,299	269,726	16,937	45,388	1,281,369	1,791	7,214	5,462	75,059
H25	799,933	285,838	17,947	47,307	1,307,190	2,637	7,142	1,799	69,492
H26	818,879	289,795	17,581	59,818	1,320,668	964	8,385	3,834	65,139
H27	771,256	291,368	15,800	55,716	1,395,015	1,388	7,054	4,525	65,480
H28	730,122	282,093	12,694	51,763	1,298,470	2,663	7,386	5,045	70,103
H29	683,506	275,170	12,092	59,478	1,332,162	1,560	5,408	3,337	77,641
H30	644,115	267,684	10,352	58,741	1,266,410	1,972	5,956	4,424	82,511
R元	616,213	265,521	9,550	55,732	1,262,728	727	5,677	2,895	82,253
R 2	591,985	266,163	8,804	56,302	1,334,853	0	5,101	2,505	84,879
R 3	606,957	271,454	9,664	52,088	1,332,961	1,609	5,266	2,462	82,375
R 4	634,647	285,827	8,625	51,755	1,298,689	1,123	5,147	1,657	83,302
R 5	654,235	291,068	8,203	57,904	1,285,861	1,682	4,006	2,778	89,465
R 6	667,592	297,058	7,577	66,110	1,430,474	897	4,133	1,591	107,557
R 7	670,427	300,876	10,516	69,353	1,359,002	2,104	3,915	2,625	110,571

〈 最低生活費の体系 〉

最低生活費	第1類	個人単位の経費（食費・被服費等）		
	第2類	世帯単位の経費（光熱費・家具什器等）＋地区別冬季加算（11月～3月）		
	入院患者日用品費		病院又は診療所に入院している被保護者の一般生活費	
	介護施設入居者基本生活費		介護施設に入所している被保護者の基本生活費	
	生活扶助	各種加算	妊産婦加算	妊婦及び産後6ヶ月までの産婦に対する栄養補給に対応
			障害者加算	身体障害者手帳1級、2級及び3級の身体障害者もしくは国民年金法別表1級及び2級の障害者等に対する特別需要に対応
			在宅患者加算	結核又は3ヶ月以上の治療を必要とする在宅の傷病者で栄養補給が必要な者に対応
			放射線障害者加算	原爆被爆者で重度の障害を有する者に対する特別需要に対応
			児童養育加算	18歳以下の児童を養育する者の特別需要に対応
			介護施設入所者加算	基本生活費が算定されている介護施設入所者で、障害者加算が算定されない者に対応
			介護保険料加算	介護保険1号被保険者で、保険料を普通徴収の方法で納付する者に対応
			母子加算	18歳以下の児童を養育するひとり親世帯の特別需要に対応
	期末一時扶助	年末（12月）における特別需要に対応		
	一時扶助	新規開始時、出生、入学、入退院時等に際して、必要不可欠な物資を欠いており、かつ緊急やむを得ない場合に限りて支給する。		
	住宅扶助	家賃・間代、地代	借家・借間の場合の家賃、間代等又は自己所有の住居に対する土地の地代等	
		住宅維持費	現に居住する家屋の補修又は建具、水道設備等の従属物の修理のための経費	
	教育扶助	一般基準＋学校給食費＋通学交通費＋教材代＋学習支援費		
	医療扶助	国民健康保険及び後期高齢者医療の治療方針・診療報酬の例による。		
	出産扶助			
	生業扶助	生業費	生計の維持を目的とする小規模の事業を営むための資金又は生業を行うための器具、資料代	
技能修得費		生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費、高等学校等就学費		
就職支援費		就職のため直接必要とする洋服類、履物類の購入費用		
葬祭扶助				
介護扶助	要介護者（居宅介護（支援計画に基づくものに限る）、福祉用具、住宅改修、施設介護及び移送）			
	要支援者（居宅介護（支援計画に基づくものに限る）、介護予防福祉用具、介護予防住宅改修及び移送）			
勤労控除	基礎控除	勤労に伴う必要な経費に対応するとともに勤労意欲の増進と自立を助長		
	新規就労控除	新たに継続性のある職業に従事した場合の特別の経費に対応		
	20歳未満控除	20歳未満の者の需要に対応するとともに本人及び世帯員の自立を助長		
	実費控除	通勤費、所得税等勤労に伴う必要な実費		

☆保護の要否判定

世帯の最低生活費の合計と収入充当額を比較

最低生活費 > 収入充当額 = 保護要

最低生活費 < 収入充当額 = 保護否

☆最低生活費の計算 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)

- ① 生活扶助基準額 (第1類)
- ② 生活扶助基準額 (第2類)
- ③ 加算額
- ④ 教育扶助
- ⑤ 住宅扶助
- ⑥ 生業扶助
- ⑦ 医療扶助 (実費)
- ⑧ 介護扶助

生活扶助基準額 (1・2類額) ①+②の算定方法は下記のとおりです。

[第1類・第2類の合計額の計算式]

= A + B + C

A : 各世帯員の第1類基準額の合計額 × 逓減率 + 第2類基準額

B : 世帯人員別毎の各世帯員の経過的加算額の合計額

C : 各世帯員の特例加算の合計額 (世帯員数 × 1,000)

☆収入充当額の計算 (①-②-③)

- ① 収入
- ② 勤労控除
- ③ 必要経費

保 護 の 基 準

級 地 区 分 山 口 市 2 級 地 一 1
 冬 季 加 算 区 分 // VI 区

生活保護法による保護基準額一覧表

第 1 類

年代別	基準額
0~2	41,460
3~5	41,460
6~11	43,200
12~17	45,820
18~19	43,640
20~40	43,640
41~59	43,640
60~64	43,640
65~69	43,200
70~74	43,200
75~	37,100

第 2 類

世帯 人員別	基準額	冬季 加算
1 人	27,790	2,630
2 人	38,060	3,730
3 人	44,730	4,240
4 人	48,900	4,580
5 人	49,180	4,710
6 人	55,650	5,010
7 人	58,920	5,220
8 人	61,910	5,380
9 人	64,670	5,560
+1 人毎	2,760	180

逡減率

世帯 人員別	率
1 人	1.0000
2 人	0.8700
3 人	0.7500
4 人	0.6600
5 人	0.5900
6 人	0.5800
7 人	0.5500
8 人	0.5200
9 人	0.5000
10 人 以上	0.5000

期末一時扶助

世 帯 人 員 別	扶助額
1 人	13,190
2 人	21,510
3 人	22,160
4 人	24,930
5 人	25,980
6 人	29,550
7 人	31,400
8 人	33,240
9 人	34,820
+1 人毎	1,580

経過的加算

年齢/人数	2 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人以上
0~2	0	0	1,220	0	0	0	0	0
3~5	0	0	0	0	0	0	0	0
6~11	0	0	0	0	0	0	290	250
12~17	0	190	1,910	1,490	2,690	3,960	4,830	4,790
18~19	0	1,630	3,200	2,750	3,880	5,100	5,920	5,880
20~40	0	240	1,880	1,430	2,560	3,780	4,600	4,560
41~59	0	0	340	0	1,030	2,240	3,070	3,030
60~64	0	0	0	0	0	730	1,550	1,510
65~69	0	0	0	0	0	960	1,770	1,730
70~74	0	0	0	0	0	0	0	0
75~	320	0	0	0	360	1,380	2,080	2,040

※単身と3人世帯の場合は、経過的加算はつかないため省略しております。

救 護 施 設 等		
施 設 種 別	基 準 額	冬季加算額 (11月から3月まで)
救護施設及びこれに準ずる施設	65,680円*	Ⅵ区 2,050円
更生施設及びこれに準ずる施設	69,580円*	

※1級地

期末一時扶助費 (12月)		移 送 費 (生活扶助)
居 宅	救護施設等	移送のために必要な最小限度の額
(別表)	5,200円*	

※1級地

障 害 者 施 設 入 所 者 の 基 準 生 活 費	
基 準 額	
食費及び移住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額	

介 護 施 設 入 所 者 基 本 生 活 費	
基 準 額	冬季加算額 (11月から3月まで)
10,120円以内	Ⅵ区 1,030円

加		算						
妊婦	妊娠6か月未満		妊娠6か月以上					
	9,350円		14,120円					
産婦	8,690円							
障害者	① 身体障害者手帳1、2級又は国民年金法(障害年金1級)	身体障害者手帳3級又は国民年金法(障害者年金2級)	特別児童扶養手当の支給対象程度の障がいがあり、常時介護を必要とする者(施設入所者を除く)	①に該当する者を、同一世帯の者が常時介護をする場合	他人の介護人をつけるための費用を要する場合			
		在宅	入院・入所	在宅	入院・入所	一般基準	特別基準	
	円	円	円	円	円	円		
	25,540	22,850	17,020	15,230	16,100円 R8.7.1~16,560円	13,490円 R8.7.1~13,890円	75,820	113,740
在宅患者	13,590円							
放射線障害者	①原子爆弾被爆者の認定(要知事認定)を受けた者で負傷、疾病の者又は放射線を多量に浴びた患者(起因について厚生労働大臣認定必要)		原子爆弾被爆者の認定(要知事認定)を受けた者で負傷、疾病の者で①に該当しない者又は放射線を多量に浴びた患者であって、厚生労働大臣の認定を受けた者					
	49,120円		24,560円					
児童養育	高等学校修了前	10,190円						
	経過的加算 1人につき4,330円	①4人以上の世帯に属する3歳に満たない児童						
		②3人以下の世帯に属する3歳に満たない児童						
		③第3子以降の児童のうち、3歳以上であって小学校修了前の者						
介護施設入所者加算	10,120円以内		(介護施設入所者基本生活費が算定され、母子加算又は障害者加算が算定されていない者)					
介護保険料加算	介護保険料実費							
母子	児童1人		児童が2人の場合に加える額		児童が3人以上 1人を増すごとに加える額			
	在宅	入院・入所	在宅	入院・入所	在宅	入院・入所		
	17,400円	19,820円	4,400円	1,600円	2,700円	790円		

※ 母子加算に係る経過的加算

3人世帯	0~5歳	6~11歳	12~14歳	18~19歳
	0	3,200	3,200	3,200

5人以上の世帯	0~14歳	18~19歳
	3,200	3,200

4人世帯	0~2歳	3~14歳	18~19歳
	3,200	3,200	3,200

入院患者日用品費	
基準額	冬季加算額(11月から3月まで)
23,670円以内	Ⅵ区 1,030円

一時扶助							
被服費	布団類	再生1組につき		15,300円	家具什器類	一般	36,700円
		新規1組につき		22,500円		特別基準	58,400円
						暖房器具	31,000円
						冷房器具	78,000円
	災害により失った布団類等	2人世帯まで	夏季	22,500円	入学準備金	小学校入学時	91,600円
			冬季	40,300円		中学校入学時	101,000円
		4人世帯まで	夏季	42,800円	配電設備費、水道、井戸、下水道設備、液化石油ガス設備費	一般基準	136,000円
			冬季	68,200円		特別基準	204,000円
		5人世帯まで	夏季	55,000円	家財保管料	14,000円	
			冬季	86,800円	家財処分料	実費	
	5人世帯以上1人を増すごとに	夏季	8,000円	検診	文書料	(特)4,720円	
		冬季	11,900円		文書料(自立支援医療の申請)	3,000円	
						障害認定に係るもの	(特)6,090円
	平常着(開始時等)		15,800円	要保護世帯向け長期生活支援資金を利用することに伴って必要となる不動産鑑定費用等			実費
	小学校第4学年進級時の学童服		15,800円				
出産準備被服費		58,400円					
入院の際の寝巻等		4,900円	※夏季(4月~9月)				
紙おむつ等		26,400円	※冬季(10月~3月)				

教育扶助	一般基準	基準額	小学校	3,400円	中学校	5,300円
		教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入又は利用に必要な額			
		学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額			
		通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額			
	学習支援費(年間上限)	小学校	16,400円	中学校	59,800円	
	特別基準	学級費等	小学校	1,170円以内	中学校	1,250円以内
		災害時等の学用品費の再支給	小学校	15,200円以内	中学校	23,600円以内
校外活動参加費		必要最小限度の額				

住宅扶助	家賃・間代等(月額)	住宅維持費(年額)	敷金等		
	一般基準	13,000円以内	136,000円以内		
特別基準	単身世帯	31,000円以内 (ただし床面積により減額する場合あり)	204,000円以内 局第7の4の(2)のイ	単身世帯	120,000円以内
	2人世帯	37,000円以内		2人世帯	129,000円以内
	世帯員3人~5人	40,000円以内		3人世帯	141,000円以内
	世帯員6人	43,000円以内		4人世帯	150,000円以内
	世帯員7人以上	48,000円以内		世帯員5人~6人	159,000円以内
			世帯員7人以上	168,000円以内	

医療扶助	指定医療機関等において診察を受ける場合の費用	生活保護法第52条の規定による診療方針及び診察報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額
	薬剤又は治療材料に係る費用 (上記の費用に含まれる場合を除く)	25,000円以内の額
	施術のための費用	都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が施術者のそれぞれの組合と協定して定めた額以内の額
	移送費	移送に必要な最小限度の額
	治療材料費	国民健康保険の療養費の例の範囲 障害者総合支援法の規程に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定に関する基準の範囲

介護扶助	居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第54条の2第5項において準用する生活保護法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額
	移送費	移送に必要な最小限度の額

出産扶助	一般基準	336,000円以内	施設分娩(加算)		衛生材料費(加算)
			8日以内の入院料の実費		6,300円以内
	特別基準	出産予定日の急変等 388,000円以内	双生児	一般基準	出産予定日の急変等
				672,000円以内	776,000円以内

生業扶助	一般基準	生業費		47,000円以内	
		技能修得費	技能修得費(高等学校等就学費を除く)		92,000円以内
			高等学校等就学費	基本額(月額)	7,300円
				教材代	正規の授業で使用する教科書等の購入又は利用に必要な額
				授業料(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条各号に掲げるものに在学する場合を除く。)	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額
				入学金	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立高等学校における額以内の額
				入学考査料(原則2校まで)	30,000円以内(1校あたり)
				通学のための交通費	通学日必要な最小限度の額
				学習支援費(年間上限)	101,000円
		就職支度費		35,000円以内	
		特別基準	生業費		78,000円以内
			技能修得費(高等学校等就学費を除く)		154,000円以内 ・技能習得手当が基準額を上回る額 ・更生訓練費等が基準額を上回る額

葬祭扶助	一般基準	大人	222,000円以内	小人	177,600円以内
		<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭費が基準額を超え、火葬料が大人600円小人500円を超える場合、当該超える額を基準額に加算 ・葬祭費が基準額を超え、自動車料金その他死体の運搬料が19,220円を超える場合、9,240円を限度として当該超える額を加算 			
	特別基準	<ul style="list-style-type: none"> ・小人について小人の基準額を超える場合、大人の基準額を適用 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・法第18条第2項第1号に該当する死者に対し葬祭を行う場合、1,000円を加算 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・死亡診断又は死体検案に要する費用が5,350円を超える場合、当該超える額を加算 ・火葬又は埋葬を行うまでの間、死体を保存するための特別な費用の実費加算 			

基礎控除	最多収入者	2人目以降
	※ 36,400円以内	※ 30,940円以内

※収入が231,000円から4,000円増加するごとに1人目については400円、2人目については340円を控除額に加算する。

その他の勤労控除	新規就労 (6か月間)	12,900円
	20歳未満	11,900円

参 考

山口県内

級 別 地	市 名	冬季加算級地区分
2級地-1	山口市 下関市	VI 区
2級地-2	宇部市 周南市 防府市 岩国市	
3級地-1	萩市 下松市 山陽小野田市 光市 長門市 柳井市 美祢市	

※ 市のみ記載

生活保護法最低生活保護基準（月額）の具体的事例

（2級地－1）（単位 円）

世帯種別	3人世帯の例
世帯構成	33歳男 29歳女 4歳子
生活扶助額	145,790
加算額	10,190 (児童養育加算1人)
住宅扶助費 (最高限度額)	40,000
最低生活費	195,980
就労収入 +	80,000 +
児童手当	10,000
基礎控除	21,600
世帯支給額	127,580

世帯種別	1人世帯（在宅）の例
世帯構成	70歳女
生活扶助額	72,490
加算額	0
住宅扶助費 (限度額)	31,000
最低生活費	103,490
年金収入	45,000
基礎控除	0
世帯支給額	58,490

3. 児童、母子、父子、寡婦福祉

児童福祉

核家族化や都市化の進展、女性の社会進出の増大など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、とりわけ、出生率の低下に伴う子どもの数の減少は、その健やかな成長や社会経済全体の活力にも影響を及ぼすことが懸念されています。こうしたことから児童福祉法の精神に基づき、子どもたちの健やかな成長を助長するため、施策を推進しています。

令和4年の児童福祉法の改正により、市町村において、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務となりました。本市においては令和5年11月に「山口市こども家庭センター」を開設し、子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供することとしています。

(1) 児童健全育成対策

- ・児童健全育成の風土づくり
講演会開催等による意識の啓発
- ・児童健全育成事業の推進
各種イベントの開催、母親クラブ等団体育成
- ・子育て支援人材育成事業の推進
やまぐち子育て福祉総合センターの運営、地域子育て支援拠点施設の運営委託及び助成、子育て支援情報の提供
- ・児童館、児童遊園等の管理
山口児童館、三和児童館、小郡上郷児童館、秋穂コミュニティセンターの運営管理
児童遊園の管理
- ・放課後児童健全育成事業の充実
大殿、白石、湯田、仁保、小鯖、大内、大内南、宮野、良城、平川、大歳、陶、鑄銭司、名田島、二島、嘉川、興進、佐山、上郷、小郡、小郡南、秋穂、大海、阿知須、井関、中央、八坂、島地、徳佐、さくらの各小学校区に放課後児童クラブの設置

(2) 児童養護対策

- ・保育の充実
保育所（公立 11 園、私立 19 園）、認定こども園（公立 1 園、私立 15 園）、へき地 2 園、公立幼稚園を活用した保育施設 2 園、地域型保育施設 7 園 ※園数は休園除く
定員 4,978 名、入所児童数 4,255 名（令和8年4月1日現在）
乳児保育、障がい児保育、延長保育、一時保育、休日保育、病児保育、幼児等通園支援、子育て支援センター事業等
- ・家庭児童各種相談事業
家庭児童相談（令和7年度 内容別年間相談件数）
虐待 36 件、養護 308 件、育成 4 件、非行 0 件、保健 0 件、障害 0 件、その他 0 件
- ・児童手当の給付
- ・特別児童扶養手当の給付
- ・ファミリーサポートセンター事業

- ・里親制度の充実
- ・交通遺児対策
- (3) 母子保健等
 - ・母子栄養食品の支給
 - ・乳幼児医療費助成事業
 - ・こども医療費助成事業

母子、父子、寡婦福祉

近年、核家族化の進行や社会生活の変化にともない離別等によるひとり親家庭や独居寡婦が増加しています。

「すべての母子家庭等には、児童が、そのおかれている環境にかかわらず、心身ともにすこやかに育成されるために必要な諸条件とその母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活が保障されるものとする。」また、「寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。」という母子及び父子並びに寡婦福祉法の基本理念に基づき、次のような施策を行っています。

(1) 相談業務…母子・父子自立支援員

身上相談に応じ、その自立に必要な助言指導を行う。

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け業務

(資金の種類)

修学資金、就学支度資金、修業資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、事業開始資金、事業継続資金

(3) 各種援護制度

- ・児童扶養手当の給付
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・ひとり親家庭医療費助成事業

〈児童福祉対策〉

制度の名称	内 容	備 考	取 扱 課
児童健全育成対策 地域組織活動事業	地域における母親の組織活動（母親クラブ）の促進を図り、児童の健全育成に努める。	5クラブ	こども未来課
子育て福祉総合 センター事業	人材の育成と子ども・子育て支援の向上を目指し、研修の実施、情報提供、相談対応等を行う。		保育幼稚園課
児童館活動事業	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域における児童健全育成のセンターとなる。 児童講座（絵画、硬筆等）、各種遊びのクラブ開設	山口児童館 三和児童館 小郡上郷児童館 秋穂コミュニティセンター	こども未来課

制度の名称		内 容				備 考	取 扱 課
放課後児童クラブ事業		放課後児童健全育成事業として、小学生を対象として、放課後児童クラブを開設する。				詳細については下記のとおり	こども未来課
No.	名 称	定員	地域	施設形態	管理運営形態	保育時間	保育料/月別 (おやつ代別)
1	やまびこ学級	60	山 口	専用施設	指定管理者	下校時から 午後6時まで	3,000円
2	やまびこ第2学級	60					
3	やまびこ第3学級	50					
4	すずみ学級	60		民間施設	委 託		
5	すずみ第2学級	55					
6	宮野臨時学級	40		専用施設	指定管理者		
7	うえき学級	40					
8	うえき第2学級	50					
9	うえき第3学級	60		空き店舗内	委 託		
10	みなみ学級	40					
11	みなみ第2学級	50		専用施設	指定管理者		
12	みなみ第3学級	60					
13	大内臨時学級	60					
14	しょうだ学級	50		専用施設	指定管理者		
15	ひめやま学級	50					
16	ひめやま第2学級	50		市立幼稚園内	委 託		
17	ひめやま第3学級	60					
18	平川臨時学級	30		専用施設	指定管理者		
19	さわやか学級	50					
20	さわやか第2学級	60					
21	さわやか第3学級	120					
22	もみじ学級	60					
23	もみじ第2学級	56					
24	もみじ第3学級	60					
25	わかくさ学級	60					
26	わかくさ第2学級	60					
27	なかよし学級	60					
28	なかよし第2学級	60		委 託			
29	なかよし第3学級	32					
30	なかいち学級	60		空き店舗内			
31	わくわく学級	20		専用施設	指定管理者		
32	くすのき学級	30					
33	たんぼぼ学級	45					
34	おおぞら学級	60					
35	おおぞら第2学級	100					
36	はばたき学級	50	私立保育園内	委 託			
37	まなび学級	35					
38	仲よし学級	30	児童館内				
39	のびのび児童クラブ	60	専用施設	指定管理者			
40	すぎのこ学級	25	隣保館内	直 営			
41	にこにこ学級	25	小 郡	専用施設	指定管理者		
42	たけのこ学級	24					
43	ひまわり学級	60					
44	ひまわり第2学級	60					
45	ひまわり第3学級	60					
46	はちのこ学級	60					
47	はちのこ第2学級	50					
48	はちのこ第3学級	60					
49	しらさぎ学級	60	コミュニティセンター内	専用施設			
50	しらさぎ第2学級	50					
51	しらさぎ第3学級	60	公共施設内	委 託			
52	秋穂児童にこにこ学級	45					
53	大海なかよし学級	40	専用施設	指定管理者			
54	おひさまクラブ1	55					
55	おひさまクラブ2	60					
56	おひさまクラブ3	120	小学校空教室	委 託			
57	井関にこにこクラブ	60					
58	出雲児童クラブ	30	小学校旧寄宿舎				
59	八坂児童クラブ	20	小学校空教室	指定管理者			
60	島地児童クラブ	25					
61	徳佐児童クラブ	25	専用施設	委 託			
62	さくら児童クラブ	20	小学校空教室				

※管理運営上、受入可能数が定員に達しない場合があります。

制度の名称	内 容	備 考	取扱課
保 育 所	保護者の就労、不在、病気その他の理由で児童の保育ができない場合、その児童の預かり保育を行う。	公 立 11園 私 立 19園 認定こども園 公 立 1園 私 立 15園 へき地 2園 公立幼稚園を活用した保育施設 2園 地域型保育施設 7園 ※園数は休園除く	保 育 課 幼 稚 園 課
休 日 保 育 事 業	保育所入所児童の保護者の勤務の都合で休日に保育を必要とする園児のため、日曜、祝日に開園し保育を行い、安心して保護者が就労出来るようにする。	私 立 4園 ※日によって実施施設が異なります。	〃
家 庭 児 童 相 談 室	家庭児童相談員を配置して、「子どもの福祉」についての相談に応じる。 問題の性質によっては、教育委員会、児童相談所など他機関と連携して問題解決にあたる。		子 育 て 課 保 健 課
児 童 手 当	児童手当は、児童を養育する人に手当を支給することにより、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的としています。 ① 支給の対象 18歳に達した日の属する年度の終了するまでの児童を養育している方。 ② 児童手当 3歳未満 月額 15,000円 3歳～高校修了前（第1・2子） 月額 10,000円 （第3子以降） 月額 30,000円		こ ども 課 未 来 課
特 別 児 童 扶 養 手 当	身体又は精神に法の定める程度の障がい（身障手帳1、2、3、4級の一部又は療育手帳A、Bの一部程度の障がい）のある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。 月額1人当たり 1級 58,450円 2級 38,930円	次のいずれかに該当する人は受給できません。 ① 法で定める一定の基準の所得を超えるとき ② 児童が施設に入所しているとき	こ ども 課 未 来 課
母 子 栄 養 食 品 の 支 給	健康な赤ちゃんを生み、丈夫に育てるため低所得世帯の妊産婦及び健康診査等の結果、医師により栄養強化を行うことが必要と認められた乳児にそれぞれ粉乳を無料で支給する。		子 育 て 課 保 健 課
乳 幼 児 医 療 費 助 成 事 業	小学校就学前の乳幼児に対して、保険診療による医療費の自己負担分を公費助成する。	所得制限なし	保 険 年 金 課

制度の名称	内 容	備 考	取扱課
こども医療費 助成事業	小中学校に就学する子ども及び高校生世代に対して、保険診療による医療費の自己負担分を公費助成する。	所得制限なし	保険年金課
第2子以降保育料 無償化事業	保育所・認定こども園又は民間保育サービス施設に入所している第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。	所得制限なし 生計同一の被監護者の 2人目以降	保 育 幼 稚 園 課
子 育 て 支 援 短 期 利 用 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業 保護者が疾病等の事由により、家庭における養育を行うことが一時的に困難となる場合に児童を、経済的事由により緊急一時的に母子を保護することが必要となる場合には母子を一時保護する。 事由 疾病、出産、冠婚葬祭、災害、事故、出張、転勤、看護、育児不安、育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れ等 期間 原則として月7日以内 費用 一部保護者負担 （生活保護世帯、ひとり親家庭の市民税非課税世帯は免除） ・夜間養護（トワイライト）事業 保護者が仕事等の事由により夜間に不在となる場合等に児童を預かり、生活指導、夕食提供等のサービスを行う。 期間 6か月以内 費用 一部保護者負担 （生活保護世帯、ひとり親家庭の市民税非課税世帯は免除） ・日中預かり（デイサービス）事業 保護者が疾病等の事由により、家庭における養育が困難となる場合に児童を緊急一時的に保護する。 事由 疾病、災害、事故、看護、冠婚葬祭、学校等の公的行事、休日勤務、不定期就労等 期間 原則として月10日以内 費用 一部保護者負担 （生活保護世帯、ひとり親家庭の市民税非課税世帯は免除） <p>いずれも、必要に応じて親子を短期入所させ、一時的な保護を行うことができる。</p>	民間6施設 里親家庭	子 育 て 保 健 課

制度の名称	内 容	備 考	取扱課
ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境の整備と地域の子育て支援を図る。 育児の援助を受けたい者と援助したい者を会員として組織し、会員相互の援助活動を市が支援する。		こども 未来課 山口県婦 人教育文 化会館へ 委託
子育て支援事業	シルバー人材センターに登録されている会員の方が、子育て世代を対象として、安心とゆとりを持って子育てできるように、家事のサービスを提供し、仕事と育児が両立できる環境をサポートする。		市シルバー 人材センター

〈母子・父子・寡婦福祉対策〉

制度の名称	内 容	備 考	取扱課
母子・父子自立支援員	ひとり親家庭、寡婦の方の生活、住宅、教育、医療その他精神的な悩み等の相談に応じその解決に必要な助言や情報提供を行う。		子育て保健課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方に対し資金の貸付を行う。 貸付金の種類 修学資金、就学支度資金、修業資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、事業開始資金、事業継続資金	就学支度資金、修学資金については、学校種別により貸付金の限度額が異なります。 申込期日あり	〃
児童扶養手当	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童又は法で定める程度の障害がある20歳未満の児童を監護している次のいずれかに該当するひとり親世帯の母または父または養育者に支給されるものです。 ① 父母が離婚したとき(内縁関係の解消を含む) ② 父または母が死亡、生死不明であるとき ③ 父または母に重度の障害があるとき ④ 父または母から1年以上遺棄されているとき ⑤ 父または母が1年以上拘禁されているとき ⑥ 未婚の母の子であるとき ⑦ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けているとき (対象児童1人の場合、月額48,050円を限度とし、所得により減額)	次のいずれかに該当する人は受給できません。 ① 法で定める一定の基準の所得を超えると き ② 児童が施設に入所しているとき	こども未来課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子・父子及び寡婦世帯の一時的な疾病等により日常生活を営むのに支障が生じた場合、家庭生活支援員を派遣する。		子育て保健課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の18歳までの児童(ただし、高等学校等に在学する児童は20歳まで)とその母または父並びに父母がいない児童に対して、保険診療による医療費の自己負担分を公費助成する。	所得制限あり	保険年金課
高等職業訓練促進給付金交付事業	母子家庭の母、父子家庭の父が資格取得のため養成機関で修業するとき、一定期間について交付する。	所得制限・資格制限あり	子育て保健課
教育訓練給付金支給事業	母子家庭の母、父子家庭の父が就業に結びつく可能性が高い教育訓練講座を受講するとき、受講料の一部を支給する。	所得制限・資格制限あり	〃

4. 障がい者福祉

障害福祉サービスの内容

住宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービスと、入所施設で行うサービスがあります。施設サービスは、施設内での生活から地域と交わる暮らしへ転換するため、「日中活動」と「居住支援」に分けられます。

訪問系サービス — 在宅で訪問を受けたり、外出時の移動等を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な方に、移動に必要な情報の提供などを行います。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、その方が、行動する際に必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方のなかでも介護の必要度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
訓練等給付	就労定着支援	一般就労した障がいのある方に対し就職先の企業や自宅へ訪問等し、必要な連絡調整や指導助言を行い、職場に定着できるよう支援を行います。
	自立生活援助	施設等から一人暮らしをする知的・精神障がいがある方に対して、定期的な巡回訪問等により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行い、地域生活を支援します。

日中活動 — 施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います。
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの理由により、短期間障害者支援施設等へ入所を必要とする方が、短期間施設へ入所し利用できます。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定の期間に渡り身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する方に、一定の期間にわたり生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

居住支援 — 入所施設で住まいの場におけるサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介 護 給 付	施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行います。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む方に、共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援助を行います。

障がい児支援 — 児童に対して、身近な地域で通所による支援を提供します。

サービスの名称	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日等に施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

障害福祉サービスの申請から利用までの流れは次の通りです。

相 談



・サービスが必要な場合は、市や相談支援事業者にご相談します。

申 請



・必要なサービスを選択し、サービスの種類ごとに、市へ申請を行います。
利用者本人から依頼された場合には、誰でも申請の代行ができます。

相談支援事業所と契約



・指定特定（障害児）相談支援事業所にサービス等支援計画の作成について相談し、利用契約を結びます。

認定調査



・市職員が自宅や施設などを訪問し、現在の生活や障がいの状況等 80 項目について調査します。
・障がい児については、保護者との面接等により、その心身の状況、置かれている環境、その他内閣府令で定める事項について調査を行うとともに、当該障がい児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する希望を聞き取ります。

利用計画（案）

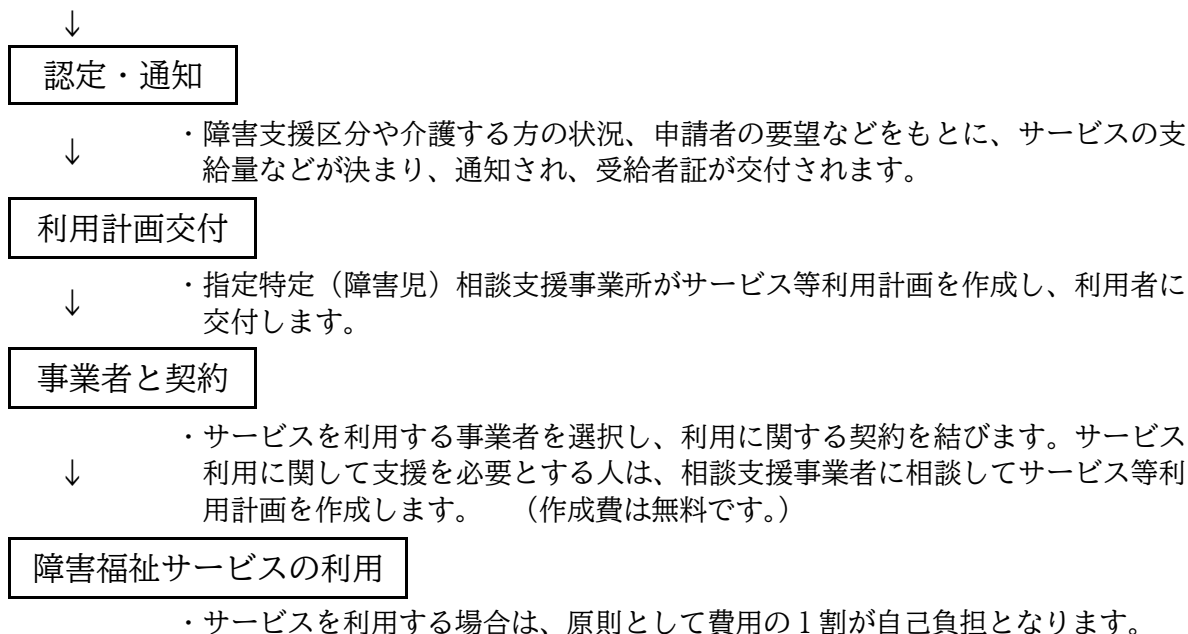


・指定特定（障害児）相談支援事業所がサービス等利用計画（案）を作成し、利用者に交付します。同じものを市にも提出します。

審 査（障害児通所給付決定事務を除く）



・訪問調査及び医師意見書の項目をコンピューターで判定した1次判定をもとに、自立支援認定審査会で、医師意見書及び調査員の特記事項を勘案して障がい者等の障がいの多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合（障害支援区分）の判定を行います。



障害福祉サービスを利用したときにかかる費用

原則として利用したサービス費の1割を負担していただきます。ただし、所得に応じて上限が決められており、負担が重くなりすぎないようになっています。残りの9割は市などが負担します。

サービスにかかる費用

→ 1割 ←			9割 ←
自己負担	市区町村 25%	都道府県 25%	国 50%

利用者負担の上限額

所得に応じて5つの区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。

区 分	収 入 の 状 況	利用者負担 上限月額(円)
生活保護	生活保護世帯	0
低所得1	個人世帯が市民税非課税で収入が80万円以下 (児童の場合はその保護者世帯の収入)	0
低所得2	個人世帯が市民税非課税で低所得1に該当しない方 (児童の場合はその保護者世帯の収入)	0
一般1	児童の保護者世帯が市民税課税で市民税所得割額が28万円未満の方(18歳未満)	4,600
	個人世帯が市民税課税で市民税所得割額が16万円未満の方(18歳以上)	9,300
一般2	上記いずれにも該当しない方	37,200

※ 個人世帯とは障がい者本人と配偶者

※ 保護者世帯とは保護者の属する住民基本台帳の世帯

※ 令和元年10月1日から児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の利用者負担が無償化されました。

対象者：満3歳になって初めての4月1日から3年間（就学するまで）

・サービス利用中の方も無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

施設でサービスを利用したとき

施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。

※ただし、施設入所者で生活保護、低所得 1、低所得 2 の人は、申請により補足給付が支給され、負担が軽減されます。

※障がい児が施設でサービスを利用する場合、一般 2 の人は、食費が自己負担になります。

◎自立支援医療

1. 対象者

更生医療…身体障がい者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者。

育成医療…障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者。

精神通院医療…精神通院医療を継続的に要する病状にある者。

※ 精神通院医療における診断書の取扱いについて

・支給申請の際の診断書の提出は、原則「2年に1度」ですが、有効期間が切れた場合や治療方針が変更になった場合は診断書の提出が必要です。

2. 給付水準

自己負担については原則として医療費の1割負担。

ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定。

また、入院時の食費（標準負担額相当）については、原則自己負担。

医療費の負担上限額

← 一定所得以下 →			← 中間的な所得 →		← 一定所得以上 →
「生保」	「低1」	「低2」	「中間1」	「中間2」	「一定以上」
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外 (医療保険の負担 割合・負担限度額)
			育成医療の経過措置		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	
			重度かつ継続 ※1		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

※1 「重度かつ継続」の範囲

・疾病、症状等から対象となる者

精神…①統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい（依存症等）

②精神通院医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

更生・育成…腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能（心臓移植後の高免疫療法に限る）・肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）

・疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

精神・更生・育成…医療保険の多数該当の者

◎障害者総合支援以外での福祉サービス

障がい者制度と介護保険とで共通する在宅サービスについては、介護保険から保険給付を受けることになり、共通するサービス（ホームヘルプサービス、訪問入浴サービス、ショートステイ等）を利用する65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65未満）の障がい者は介護保険の要介護又は要支援の判定を受ける必要があります。

制度の名称	内 容	備 考	取扱課
身体障害者手帳の交付	身体に障がいのある人に対し補装具、日常生活用具、更生医療の給付、施設への入所等、各種のサービスを受け易くするため手帳を交付する。	手帳区分 1～6 級 1. 医師の診断書 (指定医) 2. 写真(4cm×3cm) 2枚	障がい課 福祉課
療育手帳の交付	知的に障がいのある人に対する各種のサービスを受け易くするため手帳を交付する。	手帳区分 A～B 1. 印鑑(県外から転入する場合) 2. 写真(4cm×3cm) 1枚 ※判定を必ず受けること。	〃
精神障害者保健福祉手帳の交付	精神に障がいのある人に対する各種のサービスを受け易くするため手帳を交付する。	手帳区分 1～3 級 1. 印鑑(代理人が申請する場合) 2. 診断書又は年金証書等の写し 3. 写真(4cm×3cm) 1枚	〃
重度心身障害者医療費助成事業	重度の障がいがある人に対して、保険診療による医療費の自己負担分を公費助成する。 (対象者) 精神障害者保健福祉手帳 1 級、身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A 判定(山口県の判定)、障害年金 1 級又は特別児童扶養手当 1 級、特別障害者手当等の該当者	所得制限あり	保険年金課
補装具費の交付	身体障がい者(児)及び対象となる難病患者等の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を回復するために用いられる用具(補装具)の交付及び修理を行う。	1. 身体障害者手帳所持者・対象となる難病患者等 2. 原則 1 割負担	障がい課 福祉課
特別障害者手当	20 歳以上の精神または身体の重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅者に支給する。 (月額 30,450 円)	1. 施設入所や引続き 3 か月を超えて病院等に入院している者は非該当 2. 所得制限あり	〃
障害児福祉手当	20 歳未満の精神または身体の重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護を必要とする者に支給する。 (月額 16,560 円)	1. 施設入所している者は非該当 2. 所得制限あり	〃
(経過的)福祉手当	重度障がい者で、つぎのいずれにも該当する者に支給する。(月額 16,560 円) 1. 昭和 61 年 3 月 31 日現在 20 歳以上の福祉手当受給者 2. 障害基礎年金及び特別障害者手当に非該当	1. 障がいを支給事由とする公的給付とは併給調整 2. 所得制限あり	〃

制度の名称	内 容	備 考	取扱課
心身障害児福祉手当	20歳未満の身体障がい児（1～6級の身体障害者手帳所持者）又は重度及び中軽度の知的障がい児（療育手帳A・B所持者）を監護する市民に対して支給する。 （月額3,000円）	施設入所しているものは非該当	障がい福祉課
日常生活用具の給付事業	障害者手帳所持者及び対象となる難病患者等に対し、日常生活を容易にするためにテープレコーダー、特殊マット等の用具、住宅改修等を給付する。	1. 障害者手帳所持者・対象となる難病患者等 2. 原則1割負担	//
手話通訳者設置事業	聴覚障がい者のコミュニケーションが円滑に行われるために手話通訳、情報提供、生活相談、市民への啓発等を行う。	社協へ委託 しらさぎ会館に設置	//
旅客鉄道	第1種身体障がい者・知的障がい者（療育手帳A所持者）・第1種精神障がい者 本人及び介護者 第2種身体障がい者・知的障がい者（療育手帳B所持者）・第2種精神障がい者 本人	5割引 乗車券等購入時に身体障害者手帳、療育手帳又は精神手帳（顔写真付のものに限る）を提示する。	鉄道事業者
手話通訳者等派遣事業	聴覚障がい者のコミュニケーションが円滑に行われるために登録手話通訳者等を派遣する。	社協へ委託 しらさぎ会館で実施	障がい福祉課
航空運賃の割引	12歳以上の障害者手帳所持者 本人及び介護者 3歳以上11歳以下の障害者手帳所持者 介護者	乗車券等購入時に身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳（顔写真付のものに限る）のいずれかを提示する。 割引率は航空会社によって異なる。	航空事業者
民間バス運賃の割引	第1種身体障がい者・知的障がい者（療育手帳A所持者）・精神障がい者（精神手帳1級所持者） 本人及び介護者 第2種身体障がい者・知的障がい者（療育手帳B所持者）・精神障がい者（精神手帳2、3級所持者） 本人	5割引 乗車券等購入時に身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳のいずれかを提示する。	バス事業者
要約筆記者派遣事業	中途失聴者・難聴者のコミュニケーションが円滑に行われるために登録要約筆記者を派遣する。	社協へ委託 しらさぎ会館で実施	障がい福祉課
有料道路通行料の優遇措置	第1種身体障がい者・知的障がい者（療育手帳A所持者） 本人及び介護者が運転する車 第2種身体障がい者 本人が運転する車 *営業用の車両は対象外	割引率 50% 対象者には、身体障害者手帳又は療育手帳の所定箇所にシールが必要 ① 身体障害者手帳又は療育手帳 ② 車検証の写し ③ 本人運転の場合は運転免許証	//

制度の名称	内 容	備 考	取扱課
自動車税等の減免 ①自動車税 ②軽自動車税	1 身体障がい者等が取得又は所有する車(身体障がい者と生計を一にする者が取得又は所有する車を含む。)で本人が運転する車又は障がい者と生計を一にする者がもっぱら障がい者のために運転する車 2 1の障がい者等が単身で生活している場合又は障がい者からなる世帯に限り、この者を常時介護する者がもっぱら障がい者のために運転する車(ただし、障がい者又はその者と生計を一にする者が取得・所有する車) 3 障がい者1人につき1台で、営業用の車両は対象外	1. 障がい種別及び程度等によって制限あり 2. 減免の要件や、手続きに必要な書類及び申請期間等の詳細は、右記の取扱課参照	①山口県税事務所(納税課) ②税務管理室
NHK放送受信料の減免	全額免除 障がい者がいる世帯で、世帯構成員のすべてが市町村民税非課税であること。 半額免除 下記のいずれかの手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合 (1) 1級または2級の身体障害者手帳 (2) A判定の療育手帳 (3) 1級の精神手帳 (4) 視覚障がいの身体障害者手帳 (5) 聴覚障がいの身体障害者手帳	所得課税証明書、住民票が必要になることがあります。詳しくは、おたずねください。 ① 受信契約者の印鑑 ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳のいずれか	障がい福祉課
山口県心身障害者扶養共済制度	知的障がい者(児)、身体障がい者(児)(身体障害者手帳1~3級)、精神又は身体に永続的な障がいを有する者(児)の扶養者が制度に加入した後、死亡又は重度障がいの状態となったとき、その心身障がい者に対し一口あたり月額2万円を支給する。障がい者1人につき最大2口まで加入できる。	実施主体は山口県 申請窓口は山口市障がい福祉課 掛金は、加入時の加入者(扶養者)の年齢に応じて決まる。	//
電話お願い手帳	聴覚障がい、音声又は言語機能障がいの身体障害者手帳所持者に贈呈。	無料給付 NTT	//
福祉タクシー料金助成事業	身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳の所持者に山口市タクシー利用券を交付する。透折を受けているものは追加で交付。 *ただし、おでかけサポート(要介護者等)タクシー料金助成事業の対象者、グループタクシー利用促進事業の交付者は除く。	助成額 乗車料金1,000円までは400円、以降は500円ごとに200円割引	//
障がい福祉優待バス乗車証交付事業	身体障害者手帳1~3級、療育手帳A、及び精神手帳1~2級の所持者に福祉優待バス乗車証を交付する。	第1種身体障害者手帳、療育手帳A及び精神手帳1級所持者には介護人を付けることができる。	//

制度の名称	内 容	備 考	取扱課
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難で車両による移送に耐えられない障がい者宅において入浴サービスを実施し、障がい者の健康増進と衛生の保持を図る。	民間業者へ委託	障がい福祉課
タクシー料金割引制度	(1) 割引対象者 身体障害者手帳又は療育手帳所持者 (2) 運賃 タクシーメーター器表示額に 0.9 を乗じ 10 円未満の端数を切り捨て (3) 制度の利用方法 乗車時に、身体障害者手帳又は療育手帳を提示する。(身障手帳又は療育手帳の提示がない時は割引対象にならない。)	適用地域 山口県全体 タクシー会社が実施	山口県タクシー協会
施設等通所支援事業	福祉優待バス乗車証を交付されている心身障がい者(児)が、乗車証を利用できない地域の施設へ通所する際に要する交通費の一部を助成する。 (本人のみの乗車証) 対象経費の2分の1を助成。(上限5,000円) (介護人付の乗車証) 介護人を含めて2分の1を助成。 (上限10,000円)	必要書類 ①申請書 ②通所実績簿 ③請求書 領収書や施設の証明が必要になることがあります。詳しくはおたずねください。	障がい福祉課
福祉機器リサイクル事業	寄付等でいただいた福祉機器について、必要とする市内在宅の方に貸出す(車椅子、ベッド等)。 ※貸出無料(ベッドの搬入・排出と防水シートは有料) ※貸出期間は原則として1年以内	社協へ委託	市社会福祉協議会

制度の名称	内 容	備 考	取扱課
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援する。	委託事業所 ①鳴滝園エールセンター (電話 083-902-9202) (FAX 083-927-6620) ②地域活動支援センター やまぐち (電話 083-986-2832) (FAX 083-986-3040) ③相談支援事業ぴぽっと (電話 083-929-0543) (FAX 083-929-0544) ④やまぐち障害者生活 支援センター (電話 083-924-7035) (FAX 083-934-3487)	障がい 福祉課
リフト付き自動車 改造等助成事業	下肢機能障害(2級以上)若しくは体幹機能障害(3級以上)又は脳原性運動機能障害の身体障害者手帳を所持する在宅障がい者がいる世帯で、障がい者が車いすに乗ったまま、自動車に乗車できるようにする改造又は改造された車を購入するための費用の一部を助成する。	限度額 200,000円 所得制限あり	//
自動車改造費 助成事業	身体障害者手帳(肢体不自由)所持者で、自らが所有し運転する自動車の改造費用の一部を助成する。	限度額 50,000円 所得制限あり	//
自動車運転免許取得 費助成事業	身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳所持者で、普通自動車運転免許(AT限定を含む。第1種運転免許に限る)を取得することにより社会参加が見込まれる者に、自動車運転免許を取得するための費用の一部を助成する。	限度額 50,000円	//

5. 高齢者福祉

本市の65歳以上の高齢者は、国勢調査による総人口の動態に関わらず、増加する一方であり、令和8年3月末日現在の住民基本台帳による高齢者数は、総人口182,958人に対し57,009人であり、高齢化率は31.2%となっています。

なお、令和3年3月に総務省が公表した令和2年10月1日現在の人口推計によると、我が国の高齢化率は、28.4%であり、本市は全国平均を上回るペースで高齢化が進んでいます。

山口市の高齢者人口の推移

国勢調査		総人口（人）	65歳以上（人）	高齢化率
平成12年	(2000年)	197,115	39,212	19.9%
平成17年	(2005年)	199,297	43,297	21.7%
平成22年	(2010年)	196,628	46,709	23.8%
平成27年	(2015年)	197,422	53,325	27.0%
令和2年	(2020年)	193,966	56,173	29.0%

国においては、地域住民や地域の多様な主体の参画や連携を通じた「地域共生社会」を実現するため、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を進めるとともに、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えた介護サービス基盤の計画的な整備や地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上に向けた取組を進める必要があるとされております。

こうした状況を踏まえ、本市が高齢化のピークを迎える令和22年度を見据え、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とした、「第十次山口市高齢者保健福祉計画」と「第九次山口市介護保険事業計画」を策定しました。この計画では、地域包括ケアシステムが、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、高齢者、障がい者、子ども等の制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方向であるという考えのもと、基本方針を「家族や地域の「絆」で支え合い、高齢者が、自分らしく、元気に、暮らし続けられるまち」と定め、その実現に向けた取組を進めています。

●地域包括支援センター

地域の高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、包括的・継続的に支援するための総合機関として、①高齢者やその家族の総合相談支援、②虐待高齢者や認知症高齢者等の権利擁護、③介護予防ケアプランを作成し介護予防サービスの利用支援を行う介護予防ケアマネジメント、④適切なサービスが継続して利用できるよう、地域のケアマネジャーを支援するケアマネジメント支援等を行っています。

山口市基幹型地域包括支援センター

- ・山口市基幹型地域包括支援センター徳地分室
- ・山口市基幹型地域包括支援センター阿東分室

山口市中央地域包括センター

山口市北東地域包括支援センター

山口市北東第2地域包括支援センター

山口市鴻南地域包括支援センター

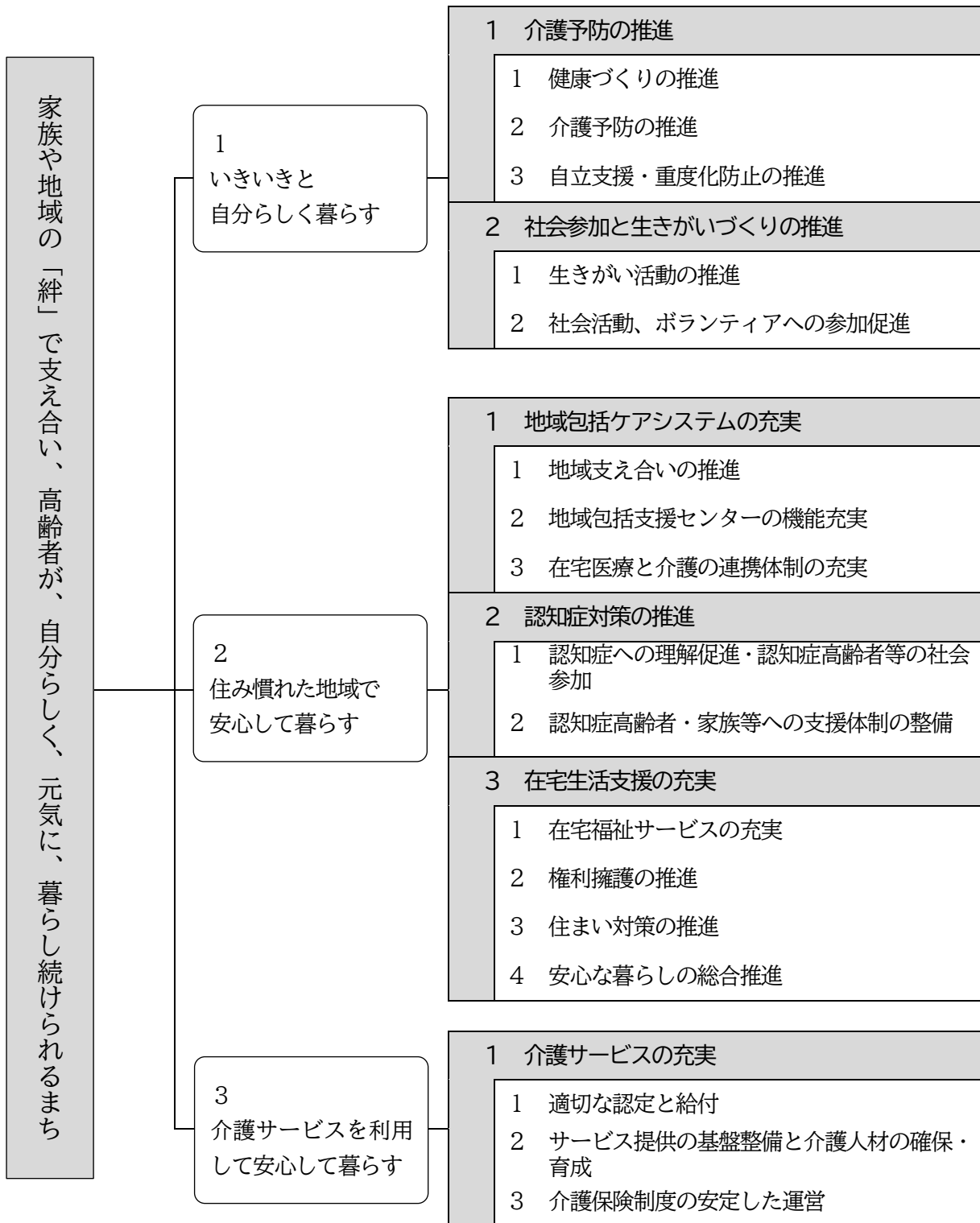
山口市川西地域包括支援センター

山口市川西第2地域包括支援センター

山口市川東地域包括支援センター

山口市高齢者保健福祉施策体系

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ちながら自立した生活を送ることができるよう、また、介護が必要な状態になっても望む場所で安心して暮らすことができるよう、個々に見合った支援体制の整備と、保健・医療・福祉の連携による包括的ネットワークの構築を図るため施策を体系化する。



I 介護予防の推進

1. 健康づくり対策

事業名	事業の内容	取扱課
(1) 健康診断 a 特定健康診査	<p>対象者</p> <p>40歳から74歳の国民健康保険の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 令和8年6月1日から令和8年12月20日まで ・受診者負担額 無料 ・検査内容 一般理学的検査、血液検査（肝機能検査、腎機能検査、血糖検査など）、尿検査、心電図検査など 	保険年金課
b 人間ドック（一日）	<p>対象者</p> <p>国民健康保険の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 令和8年6月1日から令和8年12月20日まで ・受診者負担額 検査費用の2割（約4,500円～9,300円） ・検査内容 一般理学的検査、血液化学検査、胃部や食道のX線検査又は内視鏡検査、心電図検査、腹部超音波検査など ■任意検査（希望者は追加できます） 前立腺がん調査（55歳以上） …前立腺腫瘍マーカー（PSA）検査 子宮がん検診（20歳以上） …子宮頸部がん検診 ・受診者負担額 検査の一部（いずれも1,000円） 	
c 簡易脳ドック	<p>対象者</p> <p>国民健康保険の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 令和8年6月1日から令和8年12月20日まで ・受診者負担額 検査費用の2割（5,800円） ・検査内容 MRI・MRA検査 	
d 歯周疾患健診	<p>対象者</p> <p>国民健康保険の被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 令和8年6月1日から令和9年2月28日まで ・受診者負担額 無料（自己負担金800円は実施医療機関が負担） ・検査内容 歯の状況、歯肉の状況、口腔内の状況、歯科保健指導 	

事業名	事業の内容	取扱課
(2) 健康診査 a 肝炎ウイルス検診	検診は血液検査による B 型、C 型肝炎ウイルス検査を行います。 対象者 40 歳以上の市民（過去に肝炎ウイルス検診を受診した方を除く）	健康増進課
b 胃がん検診	検診は問診に加え、胃部エックス線検査と胃部内視鏡検査のいずれかを行います。 対象者 40 歳以上の市民（胃部内視鏡検査は、原則 50 歳以上の市民で 2 年に 1 回）	
c 子宮がん検診	検診は問診と頸部細胞診を行います。（場合により体部細胞診） 対象者 20 歳以上の女性市民（2 年に 1 回）	
d 乳がん検診	検診は問診とマンモグラフィを行います。 対象者 40 歳以上の女性市民（2 年に 1 回）	
e 肺がん検診（65 歳以上の方は結核検診を含む）	検診は問診と胸部レントゲン検査を行います。 対象者 40 歳以上の市民	
f 大腸がん検診	検診は問診と免疫便潜血検査を行います。 対象者 40 歳以上の市民	
g 前立腺がん検診	検診は問診と血液検査による PSA 検査を行います。 対象者 満 50 歳以上で偶数年齢になる男性市民	
h 骨粗しょう症検診	検診は問診と骨量測定を行います。 対象者 令和 8 年 4 月 1 日現在 40、45、50、55、60、65、70 歳の女性市民	
i 歯周疾患検診	歯科健康診査と歯科保健指導を行います。 対象者 令和 8 年 4 月 1 日現在 20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70 歳の市民	

※対象者は、a～g まですべて令和 8 年度中に対象年齢に到達する方を含む。

事業名	事業の内容	取扱課
(3) 健康相談 (介護予防健康相談)	保健師、管理栄養士による血圧測定、個別相談を行います。 特定健診その他の健康診査等を受けられた方には、結果の説明及び事後指導を行います。	健康増進課
(4) 健康教育 (介護予防健康教育)	保健師、管理栄養士等が健康づくりや介護予防について講義、実技を行います。	健康増進課
(5) 訪問指導 (介護予防訪問指導)	健(検)診結果の説明や生活習慣の改善、介護予防に関する事などについて、保健師等が訪問し、保健指導を行います。	健康増進課 高齢福祉課
(6) 特定保健指導	国保被保険者で実施年度において40歳から74歳までの方のうち特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高く生活習慣の改善が必要な方に、生活習慣を見直す支援を行います。	健康増進課
(7) はり、きゅう施術費 助成事業	山口市国民健康保険被保険者を除く70歳以上の高齢者を対象に、健康保険が適用されないはり、きゅうの施術にかかる費用の一部を助成します。 1回について1,000円の助成を行います。(1か月に5回まで)	高齢福祉課

(※74歳以下の国民健康保険被保険者のはり、きゅう施術費助成事業については、53ページを参照)

2. 介護予防対策

要介護状態または要支援状態となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことが出来るように、活動的な状態にある高齢者から要支援の認定を受けた方まで、切れ目なく介護予防サービスを提供します。

介護予防のための事業として、要支援1・2の方と基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方を対象とする「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方を対象にした「一般介護予防事業」を実施します。

介護予防・生活支援サービス事業では、日常生活上の支援や機能訓練が必要な人に対して「通所型サービス」「訪問型サービス」「その他の生活支援サービス(配食見守り支援サービス)」を提供します。

一般介護予防事業では、「介護予防出張講座」「地域介護予防活動支援事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」などを通じて介護予防の知識の普及や、地域における介護予防活動の取組を支援します。

事業名	事業の内容	取扱課
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	要支援1・2の方と基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方のうち日常生活上の支援や機能訓練が必要な人を対象にして「通所型サービス」「訪問型サービス」「その他の生活支援サービス(配食見守り支援サービス)」を行います。	高齢福祉課
(2) 介護予防出張講座	高齢者の所属する地域の団体や高齢者を支援するボランティア団体等を対象に、次の介護予防に関するメニューについて知識の提供等を行います。受講料は無料です。 <ul style="list-style-type: none"> ・転倒骨折予防 ・認知症予防 ・お口の健康 ・食事の工夫 ・生活習慣病予防 ・排泄トラブルへの対応 ・高齢者の健康管理 ・薬との上手なつきあい方 ・関節症の方の生活の工夫 ・ロコモティブシンドローム予防 ・介護予防事業に関すること 	高齢福祉課 介護サービス提供事業者等へ委託
(3) 地域介護予防活動支援事業	地域において、介護予防や高齢者の社会的孤立感解消のための活動を行う自主活動グループや山口市高齢者生きがいセンターの管理運営団体等を対象に、講習会の開催や活動費の支援を行い高齢者の生きがいと社会参加を促進します(地域住民グループ支援事業)。 また、地域で介護予防に取り組むグループを支援する人材の育成及び活動の仕組みづくりや運動をきっかけとした高齢者の通いの場づくりとして「いきいき百歳体操」の普及を推進します。	高齢福祉課 市社協へ一部委託
(4) 地域リハビリテーション活動支援事業	新規相談者へ対応をする地域包括支援センターや、高齢者を支援する在宅支援チーム、介護予防サービス事業所へ、リハビリ専門職を派遣し、自立支援に向けた助言やアセスメント支援を行います。また、「いきいき百歳体操」などの地域住民による介護予防の取組を支援し、介護予防の機能強化を図ります。	高齢福祉課 介護サービス提供事業者等へ委託

II 生きがいづくり

1. 生きがい対策・社会活動への参加促進

事業名	事業の内容	取扱課
(1) 老人クラブ活動 助成事業	同じ地域に住むおおむね 60 歳以上の高齢者で構成する老人クラブの活動に対して助成します。	高齢福祉課
(2) すこやかボランティア事業	施設等での介護支援のボランティア活動を行う高齢者等を支援します。助成にあたっては、その実績をポイントとして評価し付与するとともに、当該高齢者等の申し出によりポイントを交付金及び地域の特色を活かした物品に転換します。	//
(3) 地域介護予防活動支援事業 (再掲)	地域において、介護予防や高齢者の社会的孤立感解消のための活動を行う自主活動グループや山口市高齢者生きがいセンターの管理運営団体等を対象に、講習会の開催や活動費の支援を行い高齢者の生きがいと社会参加を促進します。また、地域で介護予防に取り組むグループを支援する人材の育成及び活動の仕組みづくりを行います。	高齢福祉課 市社協へ 一部委託
(4) ふれあい・いきいきサロン	地域の「憩いの場づくり」、「仲間づくり」を図ることを目的としています。ひとり暮らし高齢者をはじめ、地域に住む誰もが、気軽に、楽しく、過ごすことのできる場を地域の中につくる活動です。	市社会福祉協議会
(5) 健康づくりふれあい大会	おおむね 60 歳以上の高齢者がスポーツを通じて交流を深め、健康の保持と体力の増進につとめ、社会参加の意欲を高めようとするものです。	高齢福祉課 市社協 市老連 共催
(6) 健康増進老人福祉大会	敬老の日にあたり、広く老人福祉について関心と理解を深め、高齢者自らの生活の向上に努める意欲を高めるために開催します。	//
(7) 敬老行事助成事業	各地区で行われる敬老行事に対して助成します。	高齢福祉課 市社会福祉協議会

2. 高齢者の雇用拡大・集い憩う場の準備

事業名	事業の内容	取扱課
(1) 老人憩の家	60歳以上の高齢者に健全な保健休養の向上及びレクリエーションの場を提供して、心身の健康増進を図るとともに、より多くの友をつくり生きがいを高めていただきます。	高齢福祉課 指定管理者 ㈱三宅商事
(2) 老人福祉センター	高齢者の各種の相談に応じるとともに、教養の向上やレクリエーションの場を提供します。 ・ 山口市老人福祉館、山口市小郡老人福祉センター、山口市阿東老人福祉センター	高齢福祉課 指定管理者 山口市老人福祉館 市社協
(3) 公益社団法人 山口市シルバー 人材センター	地域の高齢者が、共働、共助しながら地域社会に密着した臨時的・短期的な仕事を家庭・事業所・官公庁等から組織的に引き受け、センターに加入している会員の希望や能力に応じて提供するという仕組みで運営されます。 会員は、山口市に在住する60歳以上の健康で、働く意欲があり、公益を目的とする方です。	山口市シルバー人材センター
(4) 高齢者生きがい センター	高齢者の生きがいの創造及び社会参加並びに世代交流促進等地域住民のコミュニティ活動に利用できます。	高齢福祉課 指定管理者 地区社協等
(5) 串地区老人作業所	豊富な人生経験と生活の知恵を生かし本来の趣味と器用さをもって作品の製作を行うことができます。毎週木曜日に定例作業を行っています。	高齢福祉課 指定管理者 ゆめ工房 運営委員会

Ⅲ 地域での生活を支える基盤づくり

1. 生活支援対策

事業名	事業の内容	取扱課
(1) 家事援助サービス 事業	介護保険料第1段階から第3段階のおおむね65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯等に対して、日常生活上の軽易な援助（外出時の援助、買い物、洗濯等）を行います。	高齢福祉課
(2) 生活支援訪問 サービス事業	介護保険の対象とならないおおむね65歳以上のひとり暮らしの方や、高齢者のみの世帯等を対象として、介護予防の視点を持った生活指導員を派遣して、家事援助、生活管理の指導等の支援を行います。	//
(3) 生活支援短期宿泊 サービス事業	おおむね65歳以上の一時的に養護が必要になった在宅高齢者に対し、老人ホームや老人短期入所施設への宿泊により生活習慣の指導や身の回りのお世話をしています。	高齢福祉課 委託先 各法人等
(4) 日常生活用具 給付事業	おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対して、日常生活に必要な用具類（火災報知器（設置義務箇所以外に限る）、自動消火器、電磁調理器）を給付して、日常生活の便宜を図るものです。ただし、用具類の種別による対象者の制限、世帯の所得状況による費用負担があります。	高齢福祉課

事業名	事業の内容	取扱課
(5) 配食見守り支援事業（生活支援型給食サービス）	おおむね 65 歳以上のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯等で、栄養改善が必要な場合、安否の確認と食生活の安定を図るため配食サービスを行います。	高齢福祉課
(6) 山口市有償在宅福祉サービス事業	会員同士の助け合い活動で、高齢者や障がい者世帯等で日常生活上の家事などで困っているときに、有料で援助しあう事業です。	市社会福祉協議会
(7) お元気コール	地域の中で普段から目の届きにくい世帯（ひとり暮らし高齢者または、障がい者）などに「安全・安否の確認」や「健康状態の確認」、「精神的ケア」などを図るため、希望者に対して電話による声の訪問を行います。	//
(8) シルバー福祉・生活支援サービス事業	「高齢者が地域に貢献する社会」をめざし、シルバー人材センターの会員の方が、地域の中で安心して暮らしていくための家事援助を必要とされている方々に、生活支援サービスを提供するものです。	市シルバー人材センター
(9) 敬老金支給事業	88 歳・100 歳の高齢者に敬老金 1 万円を支給します。	高齢福祉課
(10) チェアキャブ貸出事業	身体的障がいがあるため社会参加や外出が困難な方にチェアキャブ（車椅子のまま乗れる福祉車両）の貸し出しを行う事業です。運転は家族か友人、知人にさせていただきます。	市社会福祉協議会
(11) 高齢者福祉給付金	高齢者のうち、国民年金制度上、日本国籍を有しなかったため老齢基礎年金等の受給資格を得ることのできなかった方に対して、高齢者福祉給付金を支給します。	高齢福祉課
(12) 高齢者等交流施設運営事業	商店街を訪れる市民が、世代や高齢者、障がい者の枠を超え、気軽に交流、休憩できる場所（ほっとさろん中市・まちのえき）を設置し、まちなかでの交流の創出や移動援助を、特に福祉の視点から実施します。	高齢福祉課 山口せわやきネットワークへ委託
(13) ふれあい型給食サービス事業	地域の団体が中心となって、おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等に定期的（月 1 回以上）給食サービスの提供を行い、ふれあいの中で安否確認を行うものです。	高齢福祉課 市社協へ委託
(14) 移送サービス事業	一般の交通機関を利用することが困難な阿知須地域の方に対し、移送用車両により有償で、利用者（登録制）の居宅と医療機関等との間を移送します。	//
(15) 介護用品支給事業	介護保険料第 1 段階から第 3 段階で、介護保険において要介護の認定を受けており、在宅の常時失禁が認められる高齢者に対し、介護用品（紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッド）を支給します。	高齢福祉課

事業名	事業の内容	取扱課
(16) 在宅復帰支援事業	要支援・要介護認定者が、施設入所中及び医療機関入院中に、介護保険サービスを利用して外泊することにより、退所・退院後の日常生活における不安を軽減し、在宅復帰の促進及び支援を行う事業です。	高齢福祉課
(17) 家族介護支援事業	認知症高齢者を支える家族等や高齢者を在宅で介護している家族等が、集い交流を深め、介護に関する情報交換や研修を行う活動に補助を行うとともに、介護者の会等へ参加し支援を行います。	//

2. 認知症高齢者対策

事業名	事業の内容	取扱課
(1) 認知症サポーター養成事業	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かい目で見守る応援者である「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。	高齢福祉課
(2) 「もの忘れホットライン」 (認知症電話相談)	認知症の初期段階の本人又は家族が身近に相談できる電話を設置しています。電話番号：083-922-2410	//
(3) ほっと安心SOSネットワーク事業	認知症や障がい等により高齢者・障がい者等が行方不明になった際に地域住民や協力事業者等の協力を得て、早期に発見する取組です。行方不明になる可能性のある人の情報を事前登録し、その方が行方不明になった際に家族等からの依頼により、身体的特徴や服装等の情報を協力事業者及び市民（防災メール等登録者）に配信し、情報提供をお願いするものです。	高齢福祉課 障がい福祉課
(4) 見守り支援機器の購入費用等の支援	認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等の安全を確保するため、デジタル技術を活用した行方不明の高齢者の早期発見に向けて、見守り支援機器（GPS 端末機器）の購入及びレンタルに係る初期費用の支援を行います。	高齢福祉課
(5) 認知症初期集中支援事業	認知症が疑われる人または、認知症の人で医療サービス、介護サービスを受けていない人、または中断している人等に対し、認知症初期集中支援チーム員が概ね6か月を目安に適切な介護サービスや医療へつなげていくために集中的に支援を行うものです。	//
(6) 認知症高齢者家族の会	認知症高齢者の家族が、お互いの介護に関する情報や悩みを共有し、介護不安の軽減とともに介護力の向上を図ります。 つくしの会（山口地区認知症を支える会） やすらぎの会（徳地地区認知症を支える家族の会） ひなぎくの会（阿東認知症を支える家族の会）	//

事業名	事業の内容	取扱課
(7) 高齢者の心の健康相談、認知症に関する相談等	高齢者の精神保健（認知症高齢者等）に関する相談指導を行っています。	山口健康福祉センター
(8) 精神保健相談	心の健康に不安のある方や、精神障がい及び酒害等療養、社会復帰等についての相談や指導を実施するものです。	//

3. 高齢者の虐待防止・権利擁護

事業名	事業の内容	取扱課
(1) 高齢者虐待防止相談窓口	<p>高齢者虐待及び養護者（家族）に関する相談・届出・通報の窓口は山口市地域包括支援センター（分室を含む）で受け付けます。 〔高齢者虐待や養護者の支援に関する相談は下記まで〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山口市中央地域包括支援センター TEL 083-934-3338 ・ 山口市北東地域包括支援センター TEL 083-941-6672 ・ 山口市北東第2地域包括支援センター TEL 083-929-1414 ・ 山口市鴻南地域包括支援センター TEL 083-934-3333 ・ 山口市川西地域包括支援センター TEL 083-976-5711 ・ 山口市川西第2地域包括支援センター TEL 0836-39-9012 ・ 山口市川東地域包括支援センター TEL 083-986-2077 ・ 山口市基幹型地域包括支援センター徳地分室 TEL 0835-52-0670 ・ 山口市基幹型地域包括支援センター阿東分室 TEL 083-956-0995 ・ 山口市基幹型地域包括支援センター TEL 083-934-2758 <p>〔休日夜間〕 緊急時のみ対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山口市基幹型地域包括支援センター TEL 083-922-4111(代) *山口市役所本庁舎宿直につながります。 ・ 山口市基幹型地域包括支援センター徳地分室、阿東分室は上記の電話番号が、それぞれの宿直へつながります。 	高齢福祉課
(2) 成年後見制度利用支援事業	<p>身寄りのない認知症高齢者等で、成年後見制度の利用が必要な方に対して、市長が代わって後見等開始の審判申立てを行い、その手続きに要する経費を負担します。また、経済的に制度の利用が困難な低所得者に対して、後見人等の報酬を助成します。 〔成年後見制度の利用や、判断能力の低下により財産や権利の保護が必要な場合の相談は下記まで〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山口市成年後見センター TEL 083-934-2600 	//

4. 安心・安全な生活環境の整備

事業名	事業の内容	取扱課
(1) 緊急通報システム事業	おおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯の方で、緊急時の通報が困難であり、慢性疾患等により日常生活上で注意が必要な方を対象に、緊急通報措置を設置し、急病等に対応します。	高齢福祉課
(2) シルバーハウジング生活援助員派遣事業	シルバーハウジング住戸が整備された団地等へ入居されている高齢者の方々が、地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように生活援助員が生活指導、相談業務、安否の確認、緊急時の対応等の援助を行う制度です。 県営平川団地シルバーハウジング (運営主体) 社会福祉法人 博愛会 山口あかり園 中園町市営アパートシルバーハウジング (運営主体) 済生会山口地域ケアセンター やすらぎ	高齢福祉課 博愛会・済生会へ委託
(3) 養護老人ホーム	65 歳以上であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方が入所の対象となり、入所判定審議会での審査が必要です。ただし、寝たきりや、中程度以上の認知症の方は、入所できません。 ・養護老人ホーム福寿園 ・山口市養護老人ホーム秋楽園 ・山口市阿東老人ホーム	高齢福祉課
(4) 軽費老人ホーム	60 歳以上で、身の回りのことが自分でできるが、身寄りがな いか又は家庭の事情により家族との同居が困難な方が入所の対象となります。 食事の提供のほか、浴室、娯楽室等が設備されています。また、状態によっては、必要な身のまわりの世話等が行われます。 ・サンライフ日吉台	直接施設へ
(5) ケアハウス	60 歳以上で身体機能の低下、高齢等のため独立して生活するには不安のある方が入居の対象となります。 食事や入浴などの基本的サービスを提供するほか、必要に応じ訪問介護等を受けることもできます。 高齢者が自立した生活を維持できるよう設備が工夫されている一方、各個室に簡易な台所、トイレを備え、プライバシーの保護にも配慮したつくりになっています。 ・山口温泉ホーム ・日吉台ケアハウス ・ケアハウス悠々 ・秋穂温泉ホーム ・ケアハウス有勲荘	//

事業名	事業の内容	取扱課
(6) 生活支援ハウス	ひとり暮らしまたは夫婦のみの世帯に属する原則 60 歳以上の市民であって、家族による援助を受けることが困難で、独立して生活することに不安のある方の入所施設です。 ただし、中程度以上の認知症の方、要介護度 2 以上の方は、対象外となります。 ・高齢者生活支援ハウス「まなご」	高齢福祉課 徳地総合支所 総合サービス課
(7) 友愛訪問活動促進事業	在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、町内会又は民生委員・児童委員担当地区単位に見守り訪問グループを結成し、対象に適した見守り訪問活動を実施するものです。	高齢福祉課 市社協へ 委託
(8) 敬老福祉優待バス乗車証交付事業	高齢者の通院や買い物などの外出を支援するため、70 歳以上の方に敬老福祉優待バス乗車証を交付します。 利用方法：乗車証を提示の上、1 回の乗車につき 100 円を支払う。 ※「市内」および「市内から市外」、「市外から市内」の乗降の場合に利用可。 対象路線：市内を走る路線バス（防長交通、JR バス中国、宇部市交通局、宇部市生活交通バス、山口市コミュニティバス、徳地生活バス、阿東生活バス、コミュニティタクシー）	高齢福祉課
(9) おでかけサポート（要介護者等）タクシー料金助成事業	要介護・要支援認定を受けている方に利用券を交付します。 ※ただし、福祉タクシー料金助成事業の対象者、グループタクシー利用促進事業の交付者は除きます。 助成額 1 枚につき 200 円（年間 60 枚） 乗車料金が 1,000 円以下は 2 枚まで使用可。 乗車料金が 1,000 円を超える場合は 3 枚まで、1,500 円以降は 500 円を超えるごとに 1 枚追加使用可。	//
(10) 救急サポート安心キット配布事業	高齢者が障がい者など健康上不安のある方のもしもの時（急病や災害時）に備え、緊急時に必要な情報（かかりつけ医療機関、緊急連絡先、服薬内容など）を保管する専用容器一式を無料配布します。	//
(11) 高齢者そっと見守り活動事業	高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、高齢者と接することの多い民間事業者と連携し、異変のある高齢者を早期に発見して必要な支援を行うものです。	//

◎ 高齢者、障がい者、寡婦等に対する所得税、住民税について

(1) 控除の種類及び控除額

高齢者、障がい者、寡婦等については、その稼働上又は生活上のハンディキャップに対応して、税制上次表に示すように所得からの控除を設けている。

控除等の種類	所得税(7年)	住民税(8年度)	摘要
障害者控除	27万円	26万円	
特別障害者控除	40万円	30万円	
同居特別障害者控除	75万円	53万円	
老人扶養控除	48万円	38万円	
同居老親等扶養控除	58万円	45万円	
寡婦控除	27万円	26万円	
ひとり親控除	35万円	30万円	
勤労学生控除	27万円	26万円	
基礎控除	最高95万円	最高43万円	
配偶者控除	最高38万円	最高33万円	
老人控除対象配偶者の配偶者控除	最高48万円	最高38万円	
配偶者特別控除	最高38万円	最高33万円	
一般扶養控除	38万円	33万円	
特定扶養控除	63万円	45万円	
特定親族特別控除	最高63万円	最高45万円	

(2) 控除の対象となる人の範囲

- ア 障害者 (ア) 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人
 (イ) 児童相談所等により知的障がい者と判定された人
 (ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
 (エ) 身体障害者手帳に身体上の障がいがある旨の記載がされている人
 (オ) 戦傷病者手帳の交付を受けている人
 (カ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている人
 (キ) 常に就床を要し、複雑な介護を受けている人
 (ク) 精神や身体に障がいのある65歳以上の人で(ア)(イ)(エ)に準ずるものとして市長等の認定を受けている人

イ 特別障害者 障害者控除の対象者のうち、次のいずれかに該当する人

- (ア) アの(ア)に該当する人
 (イ) アの(イ)のうち、重度の知的障がい者と判定された人
 (ウ) アの(ウ)のうち、精神障害者保健福祉手帳1級の人

- (エ) アの(エ)のうち、身体障害者手帳1、2級の人
 - (オ) アの(オ)のうち、戦傷病者手帳特別項症から第3項症までの人
 - (カ) アの(カ) (キ)に該当する人
 - (キ) アの(ク)のうち、上記(ア) (イ) (エ)に準ずるものとして市長等の認定を受けている人
- ウ 同居特別障害者 同一生計配偶者又は扶養親族(※年少扶養を含む)のうち、特別障害者で、かつ、納税義務者又はその配偶者もしくは納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人
※16歳未満の扶養親族(所得控除はなし)
- エ 老人扶養親族 70歳以上の扶養親族(昭和31年1月1日以前生)
- オ 老人控除対象配偶者 控除対象配偶者のうち、70歳以上の人(昭和31年1月1日以前生)
- カ 同居老親等 老人扶養親族のうち、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、納税義務者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人
- キ 寡 婦 (ア) 夫と離婚した後再婚していない人で、子以外の扶養親族を有し、かつ、所得金額の合計額が500万円以下の人
(イ) 夫と死別した後再婚していない人又は夫が生死不明などの人で、所得金額の合計額が500万円以下の人
- ク ひとり親 婚姻歴の有無にかかわらず、所得金額の合計額が58万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、所得金額の合計額が500万円以下の単身者
- ケ 一般扶養親族 昭和31年1月2日～平成15年1月1日及び平成19年1月2日～平成22年1月1日に生まれた人
- コ 特定扶養親族 19歳以上23歳未満の扶養親族(平成15年1月2日～平成19年1月1日生)

(3) 住民税の非課税の範囲

- ア 前年の合計所得金額が非課税基準額以下の人
- イ 生活保護法による扶助を受けている人
- ウ 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人

※詳しいことは、市民税課へお尋ねください。

6. 介護保険

(1) 介護保険制度

介護保険制度は、介護を要する状態となっても、その人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、真に必要な介護保険サービスを選び利用することにより、高齢者本人の生活の質の向上を図るため、社会全体で支え合う制度として平成12年4月に創設されました。その後、法施行後5年を目途とする制度改正により、「予防重視型システムへの転換」が図られ、支援や介護が必要になる恐れのある高齢者を対象とした「地域支援事業」や「新予防給付」、また、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、「地域密着型サービス」が創設されるなど新たなサービス体系が確立されました。

本市においても、家族や地域の「絆」で支え合い、高齢者が、自分らしく、元気に暮らし続けられるよう、多様なニーズに応じたサービスの提供体制を整備し、介護保険制度の安定的な運営を行うこととしています。

さらに、令和6年の制度改正では、団塊の世代が後期高齢者になる令和7年、そして、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、介護ニーズが高い85歳以上人口の増加が見込まれる令和22年のサービス需要を見据えて、介護サービス基盤の計画的な整備の重要性が示されており、引き続き「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくため、在宅生活の継続に有効なサービスを重点的に整備することとしています。

なお、本市における令和8年3月末の高齢者率は31.16%、要介護・要支援認定者は10,902人となっています。

(2) 要介護認定申請からサービス利用まで

介護保険のサービスを利用するには、市に申請をして、要介護認定を受ける必要があります。サービスを利用するまでの流れは次頁のとおりです。

1 申請

- ① 本人または家族等による申請
- ② 事業者による代行申請（居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センター）

■申請窓口

- ・介護保険担当課（山口・徳地・阿東総合支所・小郡保健福祉センター）
- ・各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）及び徳地・阿東各分館、大海総合センター

■申請に必要なもの

- ・要介護・要支援認定申請書
- ・介護保険被保険者証（第1号被保険者の場合）
- ・医療保険被保険者証（第2号被保険者の場合）
- ・主治医の氏名、医療機関名などがわかるもの
- ・申請書の身分証明書

2 認定調査

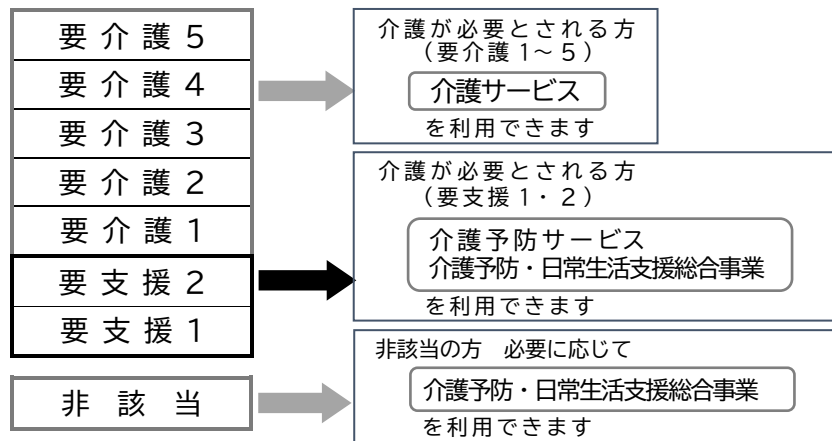
- ① 訪問調査…市の調査員が自宅等を訪問し、心身の状態や日頃の生活状況などについて聞き取り調査を行います。
- ② 主治医の意見書…市の依頼により主治医が医学的な観点からの心身の状態等について意見書を作成します。

3 審査・判定

訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、医療・保険・福祉の専門家によって構成される「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分の判定が行われます。

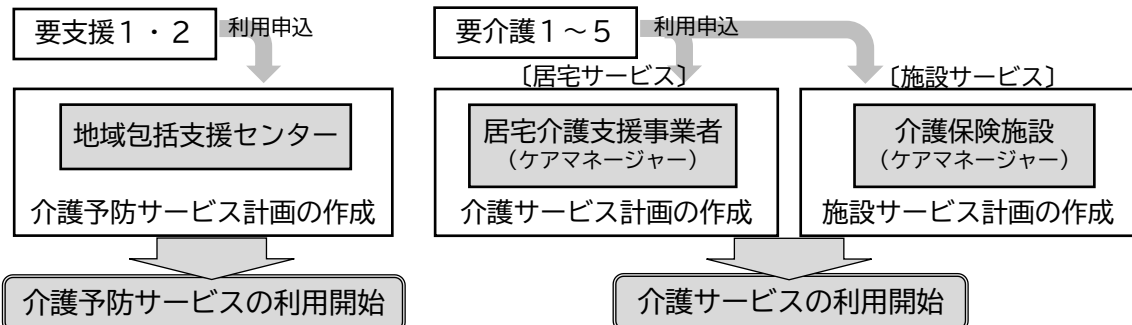
4 認定・通知

介護認定審査会において、「非該当（自立）」「要支援1・2」「要介護1～5」のいずれかの区分に認定され、その結果を通知します。



5 介護サービス計画の作成とサービス利用

介護認定審査会で要介護（要支援）の認定をされた人は、介護保険サービス提供事業者 서비스에 サービス利用を申込み、介護（介護予防）サービス計画の作成を依頼します。その後、この介護（介護予防）サービス計画に基づき、サービスを利用します。



(3) サービスの内容について

① 介護予防サービス

要支援 1・2 の方が利用できるサービスです。介護予防サービスは、利用者の介護予防のために目標を設定し、計画的にサービスが提供されます。

② 介護サービス

要介護 1～5 の方が利用できるサービスです。

居宅サービス	サービスの内容
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの支援・介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	利用者の居宅に簡易浴槽を備えた移動車で訪問し、入浴の支援・介護を行います。
訪問看護 介護予防訪問看護	主治医の指示により、看護師、保健師等が利用者の居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	理学・作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、専門的な機能訓練を行います。
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通所介護 (デイサービス)	昼間、施設において、入浴や食事などの日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを行います。
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	昼間、施設において、医師の指示により、運動療法などの理学療法、リハビリや入浴、食事のサービスを行います。
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設等に短期間入所し、日常生活上の世話や機能訓練を行います。
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、医学的管理のもと、日常生活上の世話や機能訓練を行います。
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険適用の指定を受けた有料老人ホームやケアハウス等で日常生活上の世話や機能訓練を行います。
福祉用具貸与・販売 介護予防福祉用具貸与・販売	福祉用具（車椅子、特殊寝台、手すり、歩行器等）を貸与します。 ※介護度によって貸与できない品目があります。 ※福祉用具の一部は貸与と販売の選択制です。
居宅介護福祉用具購入費支給 介護予防福祉用具購入費支給	福祉用具（腰掛便座、入浴補助用具等）の購入費を補助します。（上限 10 万円） ※特定福祉用具販売事業所の指定を受けていない事務所で購入した福祉用具は対象となりません。
居宅介護住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付け、段差解消、和式便器から洋式便器への取り換え等の工事費を補助します。（上限 20 万円） ※工事を始める前に必ず市へ事前申請を行ってください。

地域密着型サービス	サービスの内容
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護 ※要介護 1 以上の方が対象です	居宅の要介護者に対し、終日、定期的な巡回訪問、または通報を受け、利用者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や必要な診療の補助を行います。
夜間対応型訪問介護 ※要介護 1 以上の方が対象です	夜間の定期的な巡回や通報により、ホームヘルパーが利用者の居宅を訪問し、排せつの介護、その他緊急時の対応を行います。
地域密着型通所介護 ※要介護 1 以上の方が対象です	利用定員 19 人未満の通所介護事業所で、昼間、施設において、入浴や食事などの日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを行います。
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の高齢者がデイサービスセンター等に通り、施設において、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けます。
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模な施設に通い、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けながら、随時、利用者の選択に応じ、施設での宿泊や利用者の居宅への訪問を組み合わせたサービスを提供します。
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※要支援 2 以上の方が対象です	認知症の高齢者が共同生活の中で、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けます。
地域密着型特定施設入居者生活介護 ※要介護 1 以上の方が対象です	入居定員 29 人以下の介護保険適用の指定を受けた有料老人ホームやケアハウス等で、日常生活上の世話や機能訓練を行います。
地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護 ※要介護 3 以上の方が対象です	入所定員 29 人以下の特別養護老人ホームで、常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練等を受けます。
看護小規模多機能型居宅介護 ※要介護 1 以上の方が対象です	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護サービスと看護の一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援を行います。

施設サービス	サービスの内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ※要介護3以上の方が対象です	常時介護を必要とし、居宅での生活が困難な人が、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練等を受けます。
介護老人保健施設 ※要介護1以上の方が対象です	病状が安定している人で、リハビリテーションや看護等が必要な人が、医学的管理のもとで日常生活上の世話、機能訓練、必要な医療を受けます。
介護医療院 ※要介護1以上の方が対象です	長期療養を必要とする人に、医療並びに療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護・機能訓練及び生活上の世話をを行います。

7. その他の福祉関係施策

◎ その他の福祉施策

制度の名称	内 容	備 考	取扱課
災害見舞金支給事業	火災、風水害、地震により人名、家屋に被害があった場合見舞金を支給します。	死 亡 100,000 円 家屋全壊焼 100,000 円 家屋半壊焼 50,000 円 消火冠水・床上浸水 30,000 円	地 域 福祉課
		死 亡 20,000 円 (内県共募より 10,000 円) 家屋全壊焼 40,000 円 (内県共募より 20,000 円) 家屋半壊焼 20,000 円 (内県共募より 10,000 円)	市社会 福祉 協議会
生活困窮者 自立支援事業	生活保護受給者以外の生活困窮者に対し、困窮状態からの早期脱却のため、下記のとおり支援を実施します。		地 域 福祉課 山口県 労働者 福祉協 議会へ 委託
	(1) 自立相談支援員 生活困窮状態から脱却し、自立した生活を送れるよう、個々の相談者の置かれている状況に応じた生活や就労の支援を行います。	【相談窓口】 パーソナル・サポートセンターやまぐち (山口市緑町3番29号)	
	(2) 居住支援事業（シェルター事業） 生活困窮者のうち、住居を喪失している者に対し、一定期間内に限り宿泊場所や衣食の提供を行います。		
	(3) 就労準備支援事業 社会参加、職場体験等を通じた訓練を実施し、就労に向けた支援を行います。		
	(4) 家計改善支援事業 家計の再建に向け、家計相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等の支援を行います。		
(5) 住居確保給付金 離職等の収入減少により、経済的に困窮し、住宅を失った方や失う恐れのある方に対して、家賃補助及び転居費用補助を行います。			

制度の名称	内 容	備 考	取扱課																			
生活福祉資金貸付制度	<p>低所得世帯、障がい者世帯又は、高齢者世帯の自立更生のため必要な資金を貸し付けます。</p> <table border="1" data-bbox="400 320 1273 875"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="400 320 1273 353">資金の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 353 571 533" rowspan="3">総合支援資金</td> <td data-bbox="571 353 831 421">生活支援費</td> <td data-bbox="831 353 1273 533" rowspan="3">失業者等の生活の立て直しのために一時的に必要な費用、生活再建までに必要な生活費、住宅入居に伴い必要となる敷金・礼金等の費用、就職のための技能習得経費や滞納している公共料金等の立替え費用等を貸し付けます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 421 831 477">住宅入居費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 477 831 533">一時生活再建費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 533 571 678" rowspan="2">福祉資金</td> <td data-bbox="571 533 831 611">福祉費</td> <td data-bbox="831 533 1273 678" rowspan="2">技能習得費、療養や介護に必要な資金等、日常生活を送る上で一時的に必要な資金(福祉費)、緊急かつ一時的に必要な少額の資金(緊急小口資金)を貸し付けます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 611 831 678">緊急小口資金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 678 571 757">教育支援資金</td> <td data-bbox="571 678 831 757">教育支援費 就学支度費</td> <td data-bbox="831 678 1273 757">高校や大学、専門学校での就学費用や入学に際し必要な資金を貸し付けます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 757 571 875" rowspan="2">不動産担保型生活資金</td> <td data-bbox="571 757 831 813">不動産担保型生活資金</td> <td data-bbox="831 757 1273 875" rowspan="2">一定の居住用不動産を担保として将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し生活費を貸し付けます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 813 831 875">要保護世帯向け 不動産担保型生活資金</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種別			総合支援資金	生活支援費	失業者等の生活の立て直しのために一時的に必要な費用、生活再建までに必要な生活費、住宅入居に伴い必要となる敷金・礼金等の費用、就職のための技能習得経費や滞納している公共料金等の立替え費用等を貸し付けます。	住宅入居費	一時生活再建費	福祉資金	福祉費	技能習得費、療養や介護に必要な資金等、日常生活を送る上で一時的に必要な資金(福祉費)、緊急かつ一時的に必要な少額の資金(緊急小口資金)を貸し付けます。	緊急小口資金	教育支援資金	教育支援費 就学支度費	高校や大学、専門学校での就学費用や入学に際し必要な資金を貸し付けます。	不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を担保として将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し生活費を貸し付けます。	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金		市社会福祉協議会
資金の種別																						
総合支援資金	生活支援費	失業者等の生活の立て直しのために一時的に必要な費用、生活再建までに必要な生活費、住宅入居に伴い必要となる敷金・礼金等の費用、就職のための技能習得経費や滞納している公共料金等の立替え費用等を貸し付けます。																				
	住宅入居費																					
	一時生活再建費																					
福祉資金	福祉費	技能習得費、療養や介護に必要な資金等、日常生活を送る上で一時的に必要な資金(福祉費)、緊急かつ一時的に必要な少額の資金(緊急小口資金)を貸し付けます。																				
	緊急小口資金																					
教育支援資金	教育支援費 就学支度費	高校や大学、専門学校での就学費用や入学に際し必要な資金を貸し付けます。																				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を担保として将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し生活費を貸し付けます。																				
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金																					
無料法律相談事業	<p>法律問題でお困りの方に、山口県弁護士会所属の弁護士が無料でお話を伺います。</p> <p>相談日は、毎月第1水曜日(会場は北部エリアを巡回)と第3水曜日(会場は南部エリアを巡回)(ただし、祝日の場合は翌開業日)</p> <p>※要予約 受付は先着順とし、定員になり次第締め切ります(受付期間は、相談実施日の翌日から次回の相談日の前日まで)。</p> <p>相談時間は、午後1時30分から午後3時30分まで(1日4件、1件30分以内)</p> <p>会場は右記のとおり。</p>	<p>[北部エリア]</p> <ul style="list-style-type: none"> 山口地域…山口市社会福祉協議会本所(山口しあわせプラザ内) 徳地地域…山口市社会福祉協議会徳地出張所(徳地地域複合型拠点施設内) 阿東地域…山口市社会福祉協議会阿東出張所(山口市阿東老人福祉センター内) <p>[南部エリア]</p> <ul style="list-style-type: none"> 小郡地域…山口市社会福祉協議会南部支所 秋穂地域…山口市社会福祉協議会秋穂出張所(秋穂総合支所内) 阿知須地域…山口市社会福祉協議会阿知須出張所(山口市阿知須健康福祉センター内) 	//																			
日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)	<p>認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方々が地域でできる限り自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行います。</p>	<p>サービス内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスについての相談、利用または利用をやめるために必要な手続きの支援 日常的な金銭管理サービス 日常生活に必要な預貯金の払戻・預入各種支払手続き 利用料金 1回 1,870円 (生活保護世帯は無料) 重要書類等の預かりサービス 年金証書、通帳、権利証等 貸金庫料 年間 6,300円 事業対象地域 山口市 	//																			

制度の名称	内 容	備 考	取扱課
介護サービス相談員派遣事業	介護サービスの質の確保や向上を図るとともにサービスの利用者、事業者及び行政機関との橋渡し役となり円滑に介護サービスの提供が図られるように、サービス利用者やその家族に対し、相談活動を実施します。	対象となるサービス 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、地域支援事業 他	介護 保険課 市社協 へ委託
特別障害給付金制度	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方に対して、福祉的措置として創設。	対象 (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生。 (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者。 (1)、(2)のいずれかであって、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級または2級相当の障がいの状態にある方。(65歳に達する日の前日までに障がい状態に該当された方に限る。) 支給額（令和8年度） 障害基礎年金 1級相当に該当する方： 月額 58,650円 障害基礎年金 2級相当に該当する方： 月額 46,920円	保 険 年金課
こどもの生活・学習支援事業	保護者が仕事などの不在時に子どものみで過ごすことが多いひとり親家庭等の子どもの居場所として、市内北部及び南部地域の計2か所において、ボランティア等による生活支援（食事の提供）や学習支援を定期的（毎週1回程度）に実施する。 また、中学生を対象に高校受験対応の学習支援（毎週1回程度）を行い、ひとり親家庭等の児童の高校進学を促進する。	【居場所づくり(生活・学習)支援】 対象：ひとり親家庭等の小学生以上 【学習支援のみ】 対象：中学生 ※いずれも参加費は無料。 ただし、事前に登録が必要。	こども 未来課

国民健康保険保険料及び任意給付等一覧

区 分			令和 8 年度	
世 帯 数			20,443 世帯	
加 入 率			23.1%	
被 保 険 者 数			28,826 人	
加 入 率			15.5%	
納 入 義 務 者			被保険者の属する世帯の世帯主	
賦 課 形 態			保険料	
賦 課 方 式			三方式	
保 険 料 率	応 能	所得割額	医 療 分	9.3%
			後 期 支 援 金 分	3.0%
			介 護 分	3.1%
			子 ども ・ 子 育 て 分	0.33%
	応 益	被保険者均等割額	医 療 分	24,600 円
			後 期 支 援 金 分	8,200 円
			介 護 分	9,200 円
			子 ども ・ 子 育 て 分	1,040 円※
		世帯別平等割額	医 療 分	23,000 円
			後 期 支 援 金 分	7,400 円
			介 護 分	6,100 円
			子 ども ・ 子 育 て 分	900 円
賦 課 割 合 (応 能 : 応 益)			54 : 46	
納 期 (普 通 徴 収)			10 期	
限 度 額			医療分 670,000 円 後期支援金分 260,000 円 介護分 170,000 円 子ども・子育て分 30,000 円	
保 険 料 の 軽 減 割 合			7 割、5 割、2 割	
任 意 給 付	出 産 育 児 一 時 金		488,000 円 産科医療補償制度の分べん機関での在胎週数 22 週以上の分べんの場合は、500,000 円	
	葬 祭 費		50,000 円	
は り、き ゅ う 施 術 費 (助 成 額)	対 象 者		被保険者	
	は り 術 の み		1,000 円/回	
	き ゅ う 術 の み			
は り、き ゅ う 併 用				
健 康 診 断 (補 助 率)	人 間 ド ッ ク		保 険 者 80%	
	簡 易 脳 ド ッ ク			
	歯 周 疾 患 健 診			

・世帯数及び被保険者数については、令和 8 年 4 月 1 日現在の数値

※「18 歳以上均等割額」40 円を含む

後期高齢者医療制度

※老人保健制度に代わり平成 20 年 4 月から施行

1 運営主体

山口県後期高齢者医療広域連合（県内の全市町が加入する特別地方公共団体。以下「広域連合」という。）

〒753-0072 山口市大手町 9 番 11 号 山口県自治会館 4 階 TEL083-921-7110

※各種申請や届出、資格確認書・資格情報のお知らせ・保険料通知書の引き渡し、保険料の納付は市が窓口になります。

健康福祉部保険年金課 後期高齢担当 TEL083-934-2969

2 被保険者（対象者）※令和 8 年 3 月末日現在 33,242 名

① 75 歳以上の方（75 歳の誕生日から対象となります。加入手続きは不要です。）

② 一定の障がいがある 65 歳以上の方（本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた日から対象となります。）

※一定の障がいとは、身体障害者手帳 1～3 級（4 級の一部を含む。）、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、障害年金証書 1～2 級の障がいです。

3 資格確認書及び資格情報のお知らせの取扱い

令和 8 年度（令和 8 年 8 月 1 日）からは、下記のとおり変更となります（後期高齢者医療の暫定的措置が終了するため）。

R8.7.31 まで		R8.8.1 以降			
全員	資格確認書 （職権交付）	85 歳以上	資格確認書（職権交付）		
		84 歳以下	マケ保険証あり	直近一年間でマケ保険証の利用が 6 回以上かつ直近 3 か月以内（※）に利用実績あり	資格情報のお知らせ
				上記以外	資格確認書
		マケ保険証なし	該当者全員		資格確認書

※ 保険者が把握可能な期間

4 保険料

令和 8 年度から子ども・子育て支援納付金分を含めて納付いただくこととなります。

① 個人ごとに賦課します。限度額は 1 人につき医療分 85 万円、子ども・子育て支援納付金分 2 万 1 千円です。

② 医療分、子ども・子育て支援納付金分のそれぞれについて、等しく負担する「均等割額」（被保険者均等割）と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で算出します。

③ 徴収方法は原則「特別徴収」（公的年金からの引き去り）ですが、次のような場合は「普通徴収」（口座振替または納付書払い）になります。

- ア 年金が年間18万円未満の場合
 - イ 介護保険料が普通徴収の場合
 - ウ 介護保険料との合計額が対象年金支給額の1/2を超える場合（介護保険料のみ特別徴収）
 - エ 年度の途中で被保険者になった場合
 - オ 年金が支給停止または年金を担保に借入れをしている場合
- ※複数の年金がある場合は、金額ではなく年金種別による優先順位が上位の年金から引き去りとなります。

④ 特別徴収は年6回の年金支給月に、普通徴収は7月～3月の9期に分けて納めることとなります。

※原則として、納付方法は、年金から引き去る特別徴収ですが、市の窓口へ納付方法変更申出書を提出されることで、年金からの引き去りを中止し、口座振替で納付する方法に変更することができます。

5 保険料率

① 県内の医療費の動向等を基に広域連合で決定されます。県内は均一の保険料率で、2年ごとに見直されます。

② 山口県の保険料率（令和8年度）

均等割額：	医療分 63,513円	子ども・子育て支援納付金分 1,354円
所得割額：	医療分	(総所得金額等－43万円※1) × 11.36%
	子ども・子育て支援納付金分	(総所得金額等－43万円※1) × 0.24%

※1 合計所得金額により、43万円、29万円、15万円、0円のいずれかとなります。

6 保険料の軽減措置

(1) 所得による軽減

均等割額の軽減

世帯主および世帯の被保険者の所得金額の合計に応じて下表のとおり、保険料の均等割額を軽減します。

世帯主および被保険者の所得の合計額（※）	軽減割合
43万円以下	医療分 7.2割軽減 子ども・子育て支援納付金分 7割軽減
43万円+ (31万円×被保険者数) 以下	5割軽減
43万円+ (57万円×被保険者数) 以下	2割軽減

※世帯主および世帯の被保険者のうち、年金・給与所得者の数が2人以上の場合は、「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」を加えた金額になります。

※令和8年1月1日に65歳以上の方で公的年金所得があるときは、軽減判定の際に15万円を限度として控除があります。

(2) 資格変更による軽減

これまで保険料の負担がなかった被用者保険（健康保険や共済組合など）の被扶養者から移行した方に対する激変緩和措置があります。

この場合は、所得割額の負担は無く、均等割額が資格取得後2年を経過する月までの間に限り5割軽減されます。

7 窓口負担

医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合は、世帯の被保険者の所得に応じて、1割、2割または3割のいずれかです。

自己負担割合3割の方は、現役並み所得者に区分され、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる方です。

ただし、次の条件に該当する方は、職権により認められた場合、1割または2割負担となります。

ア	世帯に被保険者が1人で、被保険者の収入が383万円未満
イ	世帯に被保険者が2人以上で、被保険者の収入合計が520万円未満
ウ	世帯に被保険者が1人で、収入が383万円以上であるが、同一世帯に70歳～74歳の方がいる場合には、その方を含めた収入合計が520万円未満
エ	昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者およびその属する世帯の被保険者について、住民税課税所得が145万円以上であっても、総所得金額等から基礎控除を差し引いた金額の合計額が210万円以下

自己負担割合2割の方は、一定以上の所得があり、現役並み所得者（窓口負担割合3割）以外の方です。

窓口負担割合2割の対象の方は、主に次の判定で行います。

ア 世帯に被保険者が1人で、現役並み所得者に該当しないが、課税所得が28万円以上で、被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上

イ 世帯に被保険者数が2人以上で、現役並み所得者に該当しないが、課税所得が28万円以上の被保険者がおり、被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」合計が320万円以上

8 高額医療費の自己負担限度額（令和8年8月診療分以降）

区分		1か月の自己負担限度額	
		外来（個人）※5	外来+入院（世帯）※4
現役並み所得	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上	270,300円+（医療費の総額-901,000円）×1% <140,100円>多数回該当※1	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上	179,100円+（医療費の総額-597,000円）×1% <93,000円>多数回該当※1	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上	85,800円+（医療費の総額-286,000円）×1% <44,400円>多数回該当※1	
一般所得Ⅰ・Ⅱ 課税所得145万円未満		22,000円 （年間21.6万円上限）	61,500円 <44,400円>多数回該当※1
住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ ※3	11,000円 （年間9.6万円上限）	25,700円 <24,600円>多数回該当※1
	低所得Ⅰ ※2	8,000円	15,700円

- ※1 過去 12 カ月に「外来+入院」で 3 回以上高額療養費の支給を受けたときに、4 回目の支給から適用される自己負担限度額です。
- ※2 低所得Ⅰとは、住民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する場合です。
- ア 世帯全員の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる方
- イ 老齢福祉年金受給者
- ※3 低所得Ⅱとは、住民税非課税世帯で、低所得Ⅰに該当しない場合です。
- ※4 入院時の自己負担は、「外来+入院」の限度額までです。ただし、限度額適用を受けるためには、マイナ保険証もしくは限度区分を記載した資格確認書を医療機関に提示する必要があります。
- ※5 ひとつの医療機関での外来時の自己負担は各適用限度額までです。ただし、限度額適用を受けるためには、マイナ保険証もしくは限度区分を記載した資格確認書を医療機関に提示する必要があります。

◎ 75 歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療制度に加入した月は、自己負担限度額は半額となります。

9 入院時の食費・生活費の標準負担額（令和 8 年 6 月 1 日以降）

		一般病床の場合	療養病床の場合（生活費）	
		食費 （1 食あたり）	食費 （1 食あたり）	居住費 （1 日あたり）
現役並み所得又は一般		550 円 ※4	550 円 ※3	430 円
低所得Ⅱ ※1	90 日までの入院	270 円	270 円	430 円
	90 日を超える入院	220 円		
低所得Ⅰ ※1		130 円	160 円 ※2	430 円 ※2

※1 低所得Ⅰ及び低所得Ⅱの適用を受けるためには、マイナ保険証もしくは限度区分を記載した資格確認書を医療機関に提示する必要があります。

また、入院日数が 90 日を超える場合の減額認定を受けるためには、入院日数届書を提出する必要があります。

※2 老齢福祉年金受給者は、食費 1 食 130 円+居住費無料となります。

※3 一部の医療機関では 510 円の場合もあります。

※4 平成 28 年 4 月 1 日の時点で、既に 1 年を超えて精神病棟に入院している方や指定難病患者は、330 円となります。

10 高額介護合算療養費の自己負担限度額

1 年間の後期高齢者医療と介護保険の自己負担額を合算した金額が、下の表の金額を超えたときは、その超えた額を支給します。

合算対象期間は8月から翌年7月までです。

区 分	自己負担限度額
現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上	212 万円
現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上	141 万円
現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上	67 万円
一 般 課税所得 145 万円未満	56 万円
低 所 得 Ⅱ	31 万円
低 所 得 Ⅰ	19 万円

11 葬祭費

葬祭執行者へ 50,000 円支給します。

12 健康診査 ※広域連合が実施

(1) 健康診査

① 受診券到着後から3月までの期間に、対象の医療機関等で実施されます。

前年度以前に75歳の誕生日を迎えた、または障害認定により被保険者となった方には、4月下旬に広域連合から受診券および質問票を送付します。

年度途中で75歳の誕生日を迎えられた方は、誕生月の翌月末に受診券を送付します。ただし、2月生まれの方はその月末に送付します。

② 健診項目は、問診、身体計測、打聴診、血圧測定、血液検査（脂質・肝機能・血糖・腎機能・貧血・栄養）、尿検査があります。自己負担額は500円です。

(2) お口の健康診断 ※平成27年度から実施

① 6月から翌年1月までの期間に、対象の医療機関等で実施されます。

対象者は、前年度中に75歳の誕生日を迎えた、または障害認定により被保険者になった方です。対象者には、5月下旬に広域連合から受診券および質問票が送付されます。

上記の対象者以外でも受診を希望される場合、先着1,000人に限り受診できます（今年度の新規資格取得者を除く）。希望者は、市保険年金課 後期高齢担当に受診券の交付申請書の提出、または電話による交付申請が必要です。

② 健康項目は、口腔状態の確認（虫歯や歯周病の有無等）、噛む力の確認、舌の動きの確認、のみこむ力の確認などがあります。

年金額比較表

項目	年 度	令和5年度		令和6年度	
	スライド率	67歳以下 2.2% 68歳以上 1.9%		2.7%	
	年 金 額	年 額(円)	月額(円)	年 額(円)	月額(円)
年 額(円)					
老齢基礎年金		795,000 【792,600】	66,250 【66,050】	816,000 【813,700】	68,000 【67,808】
障害基礎年金(1級)		993,750 【990,750】	82,812 【82,562】	1,020,000 【1,017,125】	85,000 【84,760】
// (2級)		795,000 【792,600】	66,250 【66,050】	816,000 【813,700】	68,000 【67,808】
遺族基礎年金(子1人)		1,023,700 【1,021,300】	85,308 【85,108】	1,050,800 【1,048,500】	87,566 【87,375】
		基本 795,000 【792,600】 加算 228,700 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】		基本 816,000 【813,700】 加算 234,800 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	
第3子以降1人分の加算額		76,200 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	6,350	78,300 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	6,525
5年年金		昭和31年4月2日以降生まれの方は 存在せず 【409,900】	【34,158】	昭和31年4月2日以降生まれの方は 存在せず 【420,800】	【35,066】
障害年金(1級)		993,750 【990,750】	82,812 【82,562】	1,020,000 【1,017,125】	85,000 【84,760】
// (2級)		795,000 【792,600】	66,250 【66,050】	816,000 【813,700】	68,000 【67,808】
〔老齢福祉年金〕		昭和31年4月2日以降生まれの方は 存在せず 【406,100】	【33,841】	昭和31年4月2日以降生まれの方は 存在せず 【416,900】	【34,741】
(一部支給停止後の額)		(315,500)	(26,291)	(319,100)	(26,591)
〔厚生年金保険〕					
老齢厚生年金(モデル)		夫婦2人とも昭和31年4月2日以降生まれ の場合 2,693,786	224,482	夫婦2人とも昭和31年4月2日以降生まれ の場合 2,765,805	230,483
〔40年加入・夫婦〕		夫婦2人とも昭和31年4月1日以前生まれ の場合 【2,685,522】	【223,793】	夫婦2人とも昭和31年4月1日以前生まれ の場合 【2,757,742】	【229,811】
障害年金・遺族年金 (最低保障額、旧法)		795,000 【792,600】	66,250 【66,050】	816,000 【813,700】	68,000 【67,808】
遺族年金		1,519,200 【1,516,800】	126,600 【126,400】	1,559,500 【1,557,200】	129,958 【129,766】
(子2人・最低保障額、旧法)		基本 795,000 【792,600】 寡婦加算 266,800 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】 加給 457,400 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】		基本 816,000 【813,700】 寡婦加算 273,900 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】 加給 469,600 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	
第3子以降1人分の加算額		76,200 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	6,350	78,300 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	6,525

【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの方の額

年金額比較表

項目	年 度	令和 7 年度		令和 8 年度	
	スライド率	1.9%		1.9%	
	年 金 額	年 額(円)	月額(円)	年 額(円)	月額(円)
〔国民年金〕					
老齢基礎年金		831,700 【829,300】	69,308 【69,108】	847,300 【844,900】	70,608 【70,408】
障害基礎年金(1級)		1,039,625 【1,036,625】	86,635 【86,385】	1,059,125 【1,056,125】	88,260 【88,010】
// (2級)		831,700 【829,300】	69,308 【69,108】	847,300 【844,900】	70,608 【70,408】
遺族基礎年金(子1人)		1,071,000 【1,068,600】	89,250 【89,050】	1,091,100 【1,088,700】	90,925 【90,725】
		基本 831,700 【829,300】 加算 239,300 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】		基本 847,300 【844,900】 加算 243,800 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	
第3子以降1人分の加算額		79,800 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	6,650	81,300 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	6,775
5年年金		昭和31年4月2日以降生まれの方は 存在せず 【428,800】	【35,733】	昭和31年4月2日以降生まれの方は 存在せず 【436,900】	【36,408】
障害年金(1級)		1,039,625 【1,036,625】	86,635 【86,385】	1,059,125 【1,056,125】	88,260 【88,010】
// (2級)		831,700 【829,300】	69,308 【69,108】	847,300 【844,900】	70,608 【70,408】
〔老齢福祉年金〕					
		昭和31年4月2日以降生まれの方は 存在せず 【424,900】	【35,408】	昭和31年4月2日以降生まれの方は 存在せず 【432,900】	【36,075】
(一部支給停止後の額)		(321,800)	(26,816)	(324,500)	(27,041)
〔厚生年金保険〕					
老齢厚生年金(モデル)		夫婦2人とも昭和31年4月2日以降生まれの 場合 2,793,416	232,784	夫婦2人とも昭和31年4月2日以降生まれの 場合 2,847,360	237,279
[40年加入・夫婦]					
障害年金・遺族年金 (最低保障額、旧法)		831,700 【829,300】	69,308 【69,108】	847,300 【844,900】	70,608 【70,408】
遺族年金		1,589,400 【1,587,000】	132,450 【132,250】	1,619,300 【1,616,900】	134,941 【134,741】
(子2人・最低保障額、旧法)		基本 831,700 【829,300】 寡婦加算 279,100 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】 加給 478,600 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】		基本 847,300 【844,900】 寡婦加算 284,400 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】 加給 487,600 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	
第3子以降1人分の加算額		79,800 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	6,650	81,300 【昭和31年4月2日以降生まれと同じ】	6,775

【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの方の額

8. 市内福祉関係施設一覧

区 分	施 設 名	設 置 者	所 在 地	定員	電話番号
在宅複合型施設	やすらぎ	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部山口県済生会	朝倉町4番55-6号	—	924-6614
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	梅光苑	社会福祉法人相清福祉会	鑄銭司12361番地3	110	986-2056
〃	温泉ホーム日吉台	社会福祉法人山口向陽会	陶3968番地	80	973-2030
〃	よしき悠々苑	社会福祉法人祐寿会	吉敷佐畑四丁目 8番1号	80	932-0232
〃	山口あかり園	社会福祉法人博愛会	黒川3363番地	60	921-1618
〃	小郡・山手一番館	社会福祉法人愛世会	小郡尾崎町2番1号	54	974-0200
〃	秋穂あかり園	社会福祉法人博愛会	秋穂東3980番地	50	984-8300
〃	白松苑	社会福祉法人正清会	阿知須4167番地1	100	0836 65-2250
〃	とくち苑	社会福祉法人佐波福祉会	徳地八坂1330番地	54	0835 56-1306
〃	賀宝の里白松苑	社会福祉法人正清会	佐山158番地	30	988-2555
〃	阿東園	社会福祉法人友愛会	阿東地福下 10288番地1	80	952-1154
〃	済生会山口地域ケアセンター 特別養護老人ホーム おとどいの里	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部山口県済生会	朝倉町4番55号	80	922-0707
特別養護老人ホーム (地域密着型介護老人福祉施設)	済生会山口地域ケアセンター 特別養護老人ホームにほ苑	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部山口県済生会	仁保中郷988番地1	20	929-5110
〃	済生会山口地域ケアセンター 特別養護老人ホーム福寿園	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部山口県済生会	朝倉町5番4号	20	934-6301
〃	ハートホーム中央	社会福祉法人青藍会	神田町4番8号	29	941-6740
〃	ハートホーム宮野	社会福祉法人青藍会	宮野下2996番地1	29	934-5600
〃	小郡・山手一番館 いこいの丘	社会福祉法人愛世会	小郡尾崎町2番1号	20	974-0200
〃	とくち苑	社会福祉法人佐波福祉会	徳地八坂1330番地	20	0835 56-1306
〃	山口あかり園	社会福祉法人博愛会	黒川3363番地	20	921-1618
〃	山口喜楽園	社会福祉法人豊友会	大内長野636番地	29	927-1765
〃	オ・サーバa i o i	社会福祉法人ひとつの会	下小鯖11331番12	29	902-1521

区 分	施 設 名	設 置 者	所 在 地	定員	電話番号
養護老人ホーム	済生会山口地域ケアセンター 養護老人ホーム福寿園	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部山口県済生会	朝倉町5番4号	50	922-2184
〃	山口市秋楽園	山口市	秋穂東3993番地	100	984-5800
〃	山口市阿東老人ホーム	〃	阿東生雲中300番地	50	954-0120
老人福祉センター	山口市老人福祉館	〃	下豎小路254番地	-	922-7121
〃	小郡ふれあいセンター (小郡老人福祉センター)	〃	小郡本町二丁目 18番10号	-	973-0003
〃	阿東老人福祉センター	〃	阿東地福上1697番地	-	952-0301
老人憩の家	嘉泉荘	〃	嘉川1439番地1	-	989-4787
〃	潮寿荘	〃	秋穂二島10438番地1	-	984-2110
生活支援ハウス	高齢者生活支援ハウス 「まなご」	社会福祉法人佐波福祉会	徳地八坂1330番地	12	0835 56-1388
老人保健施設 (介護老人保健施設)	山口幸楽苑	医療法人和同会	黒川3380番地	100	921-1617
〃	日吉台	社会福祉法人山口向陽会	陶3976番地	80	973-2030
〃	アークス	医療法人社団水生会	大内矢田北五丁目 10番1号	100	927-8363
〃	あいあい山口	医療法人相川医院	鑄銭司5964番地1	80	986-2179
〃	悠々の里	社会福祉法人祐寿会	吉敷佐畑四丁目 4番44号	80	928-2111
〃	ハートホーム山口	医療法人社団青藍会	吉敷中東一丁目 1番2号	60	933-6000
〃	みのり苑	山口県厚生農業協同組合連合会	小郡下郷862番地3	50	973-3161
〃	ニューライフあじす	医療法人協愛会	阿知須4165番地3	80	0836 65-5077
介護医療院	山口若宮病院 介護医療院	医療法人社団若宮会	下小鯖1522番地	96	927-3661
〃	阿知須同仁病院 介護医療院ひまわり	医療法人社団向陽会	阿知須4241番地4	60	0836 65-5555
〃	雄樹会介護医療院 ※R8年8月末まで休止	医療法人雄樹会	中河原町2番14号	8	925-1100
認知症対応型共同生活 介護 (グループホーム)	グループホーム 山口リハ	医療法人和同会	黒川3380番地	18	921-1240
〃	済生会山口地域ケアセンター グループホームあさくら	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部山口県済生会	朝倉町4番55-6号	9	933-0030
〃	グループホーム 希望の里	社会福祉法人相清福祉会	鑄銭司12361番地3	9	986-3186

区 分	施 設 名	設 置 者	所 在 地	定員	電話番号
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	グループホーム 山口あかり園	社会福祉法人博愛会	黒川 3363 番地	18	921-1618
〃	きらら苑 グループホーム	NPO法人 きらら山口福祉の会	秋穂二島 327 番地 44	18	987-0023
〃	グループホーム おいでませ	有限会社タカノ ホーム・スイート	大内御堀五丁目 19 番 10 号	18	925-3555
〃	グループホーム 秋穂あかり園	社会福祉法人博愛会	秋穂東 3980 番地	18	984-5781
〃	グループホーム 白松苑	社会福祉法人正清会	阿知須 4900 番地 4	18	0836 38-8520
〃	グループホーム かじかの里	社会福祉法人佐波福祉会	徳地八坂 1330 番地	9	0835 56-1377
〃	グループホーム グッドスマイルズ	医療法人英知会	桜島二丁目 9 番 32 号	18	933-6188
〃	海に見える グループホームしおさい	株式会社VAN	秋穂西 3317 番地 1	18	984-5656
〃	グループホーム 湯田あいおい苑	社会福祉法人ひとつの会	下市町 2 番 1 号	18	933-1550
〃	グループホーム はるひ苑	有限会社はるひ福祉サービス	仁保中郷 2321 番地 2	18	929-5100
〃	グループホーム 徳佐あいおい苑	社会福祉法人ひとつの会	阿東徳佐中 987 番地 5	18	956-2822
〃	グループホーム 徳地あいおい苑	社会福祉法人ひとつの会	徳地堀 1785 番地 1	18	0835 53-1188
〃	グループホーム 陶ヶ岳	社会福祉法人相清福祉会	鑄銭司 2361 番地 38	18	985-0150
特定施設入居者生活介護 （有料老人ホーム）	共済苑	社会福祉法人豊寿会	湯田温泉五丁目 5 番 1 号	83	925-0201
〃	山口あかり苑	社会福祉法人博愛会	黒川 3097 番地	100	921-1210
〃	山口市阿東老人ホーム	社会福祉法人あんずの里	阿東生雲中 300 番地	50	954-0120
〃	Graceful ともの園	社会福祉法人同朋福祉会	朝田 510 番地 1	40	934-1175
障害者支援施設 （施設入所支援事業所）	障害者支援施設 ひらきの里	社会福祉法人ひらきの里	仁保中郷 10043 番地	54	929-0312
〃	済生会山口地域ケアセンター 障害者支援施設なでこ園	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部山口県済生会	朝倉町 4 番 55 号	52	934-5200
〃	ふしの学園 第 2 宮野の里	社会福祉法人ふしの学園	宮野上 3358 番地	30	920-3131
〃	るりがくえん	社会福祉法人るりがくえん	鑄銭司 10812 番地 1	70	986-2054
〃	ふしの学園 宮野の里	社会福祉法人ふしの学園	宮野上 3346 番地	50	928-0415
〃	障害者支援施設 山口秋穂園	社会福祉法人親誠会	秋穂二島 10434 番地 1	60	984-5151

区 分	施 設 名	設 置 者	所 在 地	定員	電話番号
生活介護事業所	デイサービス ラ・バルヴィ	NPO法人素敵な人生	木町6番1号	13	924-0006
〃	済生会山口地域ケアセンター なでしこ園 デイサービスセンター	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部山口県済生会	朝倉町4番55号	20	934-5200
〃	障害者支援施設 ひらきの里	社会福祉法人ひらきの里	仁保中郷10043番地	50	929-0312
〃	ウッド・ムーン	NPO法人 山口ウッドムーンネットワーク	周布町2番8号	15	923-7880
〃	ライフサポート愛心	NPO法人 愛心	阿知須7921番地	20	0836 65-3063
〃	多機能型事業所 ひらきの家	社会福祉法人ひらきの里	仁保中郷10053番地1	20	929-5050
〃	済生会山口地域ケアセンター 障害者支援施設なでしこ園	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部山口県済生会	朝倉町4番55号	52	934-5200
〃	アス・ライフ	社会福祉法人アス・ライフ	駅通り一丁目 3番10号	25	941-5656
〃	ふしの学園宮野の里	社会福祉法人ふしの学園	宮野上3346番地	80	928-0415
〃	ふしの学園第2宮野の里	社会福祉法人ふしの学園	宮野上3358番地	30	920-3131
〃	多機能型通所施設 鳴滝園	社会福祉法人ほおの木会	下小鯖1359番地3	15	927-3838
〃	るりがくえん	社会福祉法人るりがくえん	鑄銭司10812番地1	70	986-2054
〃	障害者支援施設 山口秋穂園	社会福祉法人親誠会	秋穂二島10434番地1	60	984-5151
〃	夢のみずうみ村 山口デイサービスセンター	社会福祉法人 夢のみずうみ村	中尾787番地1	20	995-3235
〃	ステップあそかの園	社会福祉法人同朋福祉会	朝田900番地1	22	929-3717
〃	生活介護事業所ぽっけ	NPO法人 ラブコミュニティライフ	下小鯖2173番地2	20	927-4470
〃	障がい者デイサービスセンター ぬくもり山口	株式会社ネハリ	小郡上郷4182番地1	20	902-6842
〃	ハートハウス大歳 小規模多機能型居宅介護	株式会社ANNO-M	朝田751番地1	15	922-0170
〃	ハートホーム南山口 デイサービスセンター	社会福祉法人青藍会	深溝803番地1	50	988-3300
〃	トイロ	社会福祉法人ひとつの会	大内御堀3802番地1	20	941-5110
〃	はあとm+M3W新山口	社会福祉法人青藍会	小郡平成町1番18号	6	976-2400
〃	Ohana	NPO法人Ohana	大内長野1497番地17	20	902-0833
〃	ハートホーム小郡 小規模多機能型居宅介護	株式会社ANNO-M	小郡下郷2222番地3	15	972-1200

区 分	施 設 名	設 置 者	所 在 地	定員	電話番号
生活介護事業所	ツインカンパニー	一般社団法人ツインクロス	平井 816 番地 12	6	941-5252
自立訓練(生活訓練)事業所	とまり木	医療法人若草会	小郡若草町 3 番 26 号	20	973-0666
〃	アス・ライフ	社会福祉法人アス・ライフ	駅通り一丁目 3 番 10 号	6	941-5656
自立訓練(宿泊型自立訓練)事業所	るりワークス	社会福祉法人るりがくえん	鑄銭司 10812 番地 1	11	986-2074
就労移行支援事業所	ステップあそかの園	社会福祉法人同朋福祉会	朝田 900 番地 1	6	929-3717
〃	アークス山口	一般社団法人STARCX	小郡大正町 11 番 10 号 マルワビル 1 階	10	929-3773
〃	アス・ワーク	社会福祉法人アス・ライフ	宮島町 5 番 26 号	6	941-6758
就労継続支援 A型事業所	株式会社コセイ	株式会社コセイ	小郡船倉町 3 番 17 号	20	902-5683
〃	アークス山口	一般社団法人STARCX	小郡大正町 11 番 10 号 マルワビル 1 階	14	929-3773
〃	サニーデイズ	合同会社サニーデイズ	阿知須 4746 番地 5	10	0836 39-5300
〃	はあとW中央	社会福祉法人青藍会	神田町 4 番 8 号	10	941-6740
〃	ビエネスタ新山口	株式会社ビエネスタ	小郡高砂町 2 番 11 号 新山口ビル 1 階	20	902-5860
〃	バルク	株式会社千手	道場門前一丁目 3 番地 1 吾妻屋ビル 3 階	20	949-1121
就労継続支援 B型事業所	ポップカルチャースタジオ未来図 山口	株式会社アズ	小郡花園町 1-6	20	973-1155
〃	フィオーレ	医療法人若草会	小郡若草町 3 番 5 号	34	973-0234
〃	就労継続支援みのり苑	NPO法人つくしの会	秋穂東 6031 番地 1	20	984-2815
〃	ワークステーション大歳	NPO法人 ふれあいの家鴻の峯	朝田 941 番地 1	30	924-5561
〃	さやか工房	社会福祉法人さやか	平井 952 番地 10	20	928-9643
〃	ワークハウスすぜんじ	社会福祉法人博愛会	鑄銭司 3350 番地	24	986-2228
〃	山口地域就労継続支援事業所	NPO法人 ラプコミュニティライフ	宮野下 1277 番地 1	20	902-2180
〃	多機能型通所施設 鳴滝園	社会福祉法人ほおの木会	下小鯖 1359 番地 3	45	927-3838
〃	シオン多機能事業所	NPO法人 ペーテル障害者支援センター	大内御堀 3953 番地 15	20	941-5678
〃	福祉の店アミーチ	NPO法人 福祉の店アミーチ	小郡大正町 8 番 6 号	20	972-1023

区 分	施 設 名	設 置 者	所 在 地	定員	電話番号
就労継続支援 B型事業所	多機能型事業所ひらきの家	社会福祉法人ひらきの里	仁保中郷 10053 番地 1	15	929-5050
〃	るりがくえん きらら夢KOBO	社会福祉法人るりがくえん	宮野上 783 番地	20	921-2044
〃	るりワークス	社会福祉法人るりがくえん	鑄銭司 10812 番地 1	20	986-2074
〃	みんなの森	有限会社小川	下小鯖 2698 番地 1	30	941-6859
〃	ステップあそかの園	社会福祉法人同朋福祉会	朝田 900 番地 1	12	929-3717
〃	ごはん処りゅう庵	株式会社ライジング	小郡新町四丁目 10 番 20 号	20	976-5055
〃	アス・ワーク	社会福祉法人アス・ライフ	宮島町 5 番 26 号	20	941-6758
〃	クロスビー	株式会社つばさ	吉田 2340-3	20	902-2535
〃	ジョブサポート・ ツインカンパニー	一般社団法人ツインクロス	平井 816 番地 12	14	941-5252
〃	支援の輪	合同会社 支援	平井 272 番地 2	20	070-8553- 2225
〃	就労継続支援B型楽楽	一般社団法人 ゆりかごからはかばまで	秋穂二島 3838 番地	20	987-0008
〃	はあとW中央	社会福祉法人青藍会	神田町 4 番 8 号	10	941-6740
〃	就労継続支援B型事業所 鮎の里	NPO法人 felice	吉敷赤田二丁目 13 番 25 号	20	901-5551
〃	アークス新山口	一般社団法人STARCX	小郡高砂町 2 番 19 号	20	929-3637
〃	心の里あらいぶ	株式会社アクト	小郡下郷 16 番地 2	20	972-5511
〃	心の里あらいぶNEXT	株式会社アクト	小郡下郷 1769-1	20	972-5511
〃	のんびりいこう	合同会社ティトグループ	秋穂二島 1911 番地	20	987-0987
〃	はあとm+M3W新山口	社会福祉法人青藍会	小郡平成町 1 番 18 号	14	976-2400
〃	アスティナ	合同会社ギルドやまぐち	宮野上 176 番地 3	20	070- 8326-7318
就労定着支援事業所	ステップあそかの園	社会福祉法人同朋福祉会	朝田 900 番地 1	—	929-3717
〃	フィオーレ	社会福祉法人若草会	小郡若草町 3 番 5 号	—	973-0234
就労選択支援	アークス山口	一般社団法人STARCX	嘉川 1394-3	10	929-3773
〃	はあとW中央	社会福祉法人青藍会	神田町 4 番 8 号	10	941-6740

区 分	施 設 名	設 置 者	所 在 地	定員	電話番号
共同生活援助事業所	カーサ若草	医療法人若草会	小郡平砂町7番16号	21	973-0666
〃	さやかホーム	社会福祉法人さやか	平井952番地10	9	928-9643
〃	ケアホームながさわ	医療法人和同会	鑄銭司3364番地	20	985-0388
〃	グループホームひまわり荘	社会福祉法人博愛会	鑄銭司3347番地	22	986-3707
〃	グループホームひらき	社会福祉法人ひらきの里	仁保中郷10050番地1、10050番地2、10053番地1	21	929-5050
〃	ふしのホーム	社会福祉法人ふしの学園	宮野上3341番地	4	928-0415
〃	ひとつの会ホーム	社会福祉法人ひとつの会	平井494番地5	7	0835 26-6667
〃	るりがくえんホーム	社会福祉法人るりがくえん	鑄銭司10812番地1	39	986-2058
〃	グループホーム ハピネス	社会福祉法人ほおの木会	下小鯖字松茸尾原 1339番地16	10	927-3838
〃	アットホーム鳴滝園	社会福祉法人ほおの木会	下小鯖1359番地3	57	927-3838
〃	るりがくえんきららホーム	社会福祉法人るりがくえん	宮野上1115番地	16	921-2044
〃	ケアホームかがやき	NPO法人太陽	下小鯖2161番地1	6	927-6031
〃	おとし荘	NPO法人 ふれあいの家鴻の峯	朝田1099番地4	5	924-5561
〃	グループホーム山口 あそかの園	社会福祉法人同朋福祉会	朝田900番地1	14	929-3717
〃	グループホームみなど	社会福祉法人親誠会	秋穂二島10440番地1	4	984-0007
〃	グループホームあかり	NPO法人 ラブコミュニティライフ	宮野下981番地	8	941-6152
〃	グループホーム ビューティー	一般社団法人 ゆりかごからはかばまで	秋穂二島3838番地	7	987-0008
〃	グループホーム コーンアーク	一般社団法人コーンアーク	黒川3472番地1	10	972-7529
〃	Halelea三の宮	株式会社Sun-b	三の宮二丁目 8番11号	6	902-6868
福祉型児童発達支援 センター	子ども発達支援センター愛	社会福祉法人吉敷愛児園	富田原町1番50号	30	933-1070
障害者通所支援事業所 (児童発達支援)	子ども発達支援センター愛 親子通園部ゆう	社会福祉法人吉敷愛児園	富田原町1番50号	10	933-1070
〃	多機能型事業所 子ども通所サービスあぼろ	社会福祉法人ひらきの里	仁保中郷962番地	10	929-5015
〃	子育て支援センター しらさぎキッズ	NPO法人 子育て支援センター しらさぎキッズ	鑄銭司2535番地	10	986-2772

区 分	施 設 名	設 置 者	所 在 地	定員	電話番号
障害者通所支援事業所 (児童発達支援)	多機能型事業所マーブル	株式会社マーブルアーク	黒川 2734 番地	10	933-0753
〃	児童発達支援・放課後等 デイサービス事業所あくしゅ	NPO法人あくしゅ	大市町 3 丁目 3 番	10	941-5582
〃	子育て支援センター しらさぎキッズ小郡	NPO法人 子育て支援センター しらさぎキッズ	小郡新町二丁目 7 番 15 号	10	972-5722
〃	はあとキッズ i 新山口	社会福祉法人青藍会	小郡平成町 1 番 16 号	10	976-2401
〃	マーブルスポット	株式会社マーブルアーク	平井 792 番地 6 オービーエービル 1F	10	902-6700
〃	クロスロードもこもこ園	NPO法人クロスロード	小郡新町七丁目 8 番 23 号	10	976-6200
〃	多機能型事業所 ami ami	NPO法人ami ami	下小鯖字片山 11415 番地 2	10	927-9480
〃	マーブルパレット	株式会社マーブルアーク	平井 205 番地 1	10	976-6383
〃	愛心子どもの家	NPO法人 愛心	阿知須 1442 番地 2	10	0836 65-2308
〃	はあと f + j 小郡南	社会福祉法人青藍会	小郡花園町 5 番 10 号	10	973-1111
〃	あいく	一般社団法人キッズプラス	大内御堀 3934 番地 14	10	927-2100
〃	まえば小児科 こども支援小郡事業所	医療法人 まえば小児科クリニック	小郡下郷 59 番地 2	10	976-5525
〃	はあと m + M2 新山口	社会福祉法人青藍会	小郡平成町 1 番 16 号	5	976-2401
〃	ミントブルー	NPO法人クロスロード	阿知須字上荒内 2080 番地	10	0836 39-6612
〃	ネムハイスクール学習セ ンター	株式会社ノムラエキスパート モール	小郡高砂町 3 番 24 号 伸光ビル	10	976-1125
〃	はあと f + j 中央	社会福祉法人青藍会	神田町 4 番 8 号	10	941-6740
〃	まえば小児科 こども支援吉敷事業所	医療法人 まえば小児科クリニック	吉敷中東 3 丁目 13 番 6 号	20	941-5605
〃	まえば小児科 こども支援矢原事業所	医療法人 まえば小児科クリニック	矢原 1085 番地 3	10	902-8881
〃	チャイルドハートやまぐ ち	株式会社 Salto	黒川 477 番 17 号	10	609-1165
〃	はあとキッズ i 新山口	社会福祉法人青藍会	小郡平成町 1 番 16 号	10	976-2401
〃	こども発達支援いんくる	特定非営利活動法人いんくる	本町二丁目 2 番 24 号	10	920-3535
〃	はあと m + M 新山口	社会福祉法人青藍会	小郡平成町 1 番 16 号	5	976-2401

区 分	施 設 名	設 置 者	所 在 地	定員	電話番号
障害者通所支援事業所 (児童発達支援)	ひあたり良好	合同会社ひあたり良好	平井 523 番地 1	10	902-7789
〃	児童発達支援・放課後等 デイサービス あくしゅ・愛	社会福祉法人 吉敷愛児園	大市町 3-3	10	941-5582
〃	優の木 山口中央	合同会社グロース	亀山町 5 番 25 号	10	981-5634
障害児通所支援事業所 (放課後等デイサービス)	多機能型事業所 子ども通所サービスあぼろ	社会福祉法人ひらきの里	仁保中郷 962 番地	10	929-5015
〃	ステップあそかの園	社会福祉法人同朋福祉会	朝田 900 番地 1	10	929-3717
〃	デイサービス ラ・ベルヴィ	NPO法人素敵な人生	木町 6 番 1 号	10	924-0006
〃	なかぞのフォア・アス	社会福祉法人アス・ライフ	中園町 8 番 6 号	10	923-5002
〃	児童発達支援・放課後等 デイサービス事業所あくしゅ	NPO法人あくしゅ	大市町 3 丁目 3 番	10	941-5582
〃	多機能型事業所マーブル	株式会社マーブルアーク	黒川 2734 番地	10	933-0753
〃	はあとキッズ i 新山口	社会福祉法人青藍会	小郡平成町 1 番 16 号	10	976-2401
〃	アプリ 児童デイサービス若宮町	カイゴのチカラ株式会社	若宮町 1 番 67 号 ウェルス周布 1 階	10	902-6149
〃	マーブルスポット	株式会社マーブルアーク	平井 792 番地 6 オービーエービル 1 F	10	902-6700
〃	アプリ 児童デイサービス山口中央	カイゴのチカラ株式会社	中央二丁目 2 番 7 号	10	902-6106
〃	クロスロードコア	NPO法人クロスロード	鑄銭司矢田 5734 番地 3	10	985-0515
〃	はあと f + j 小郡南	社会福祉法人青藍会	小郡花園町 5 番 10 号	10	973-1111
〃	おいちフォア・アス (1 階)	社会福祉法人アス・ライフ	大市町 3 番 12 号	10	902-5889
〃	おいちフォア・アス (2 階)	社会福祉法人アス・ライフ	大市町 3 番 12 号	10	902-6662
〃	多機能型事業所 ami ami	NPO法人ami ami	下小鯖字片山 11415 番地 2	10	927-9480
〃	愛心子どもの家	NPO法人 愛心	阿知須 1442 番地 2	10	0836 65-2308
〃	アプリ 児童デイサービス泉町	カイゴのチカラ株式会社	泉町 9 番 25 号	10	902-2151
〃	マーブルパレット	株式会社マーブルアーク	平井 205 番地 1	10	976-6383
〃	放課後等デイサービス MOMO	NPO法人いきいきぶちはうす	桜島一丁目 1 番 52 号	10	941-5637
〃	あいく	一般社団法人キッズプラス	大内御堀 3934 番地 14	10	927-2100

区 分	施 設 名	設 置 者	所 在 地	定員	電話番号
障害児通所支援事業所 (放課後等デイサービス)	ツインクロス	一般社団法人ツインクロス	黒川 2565 番地 11	10	929-3575
〃	ツインレイズ	一般社団法人ツインクロス	平井 1060 番地 3	10	902-1940
〃	はあとm+M新山口	社会福祉法人青藍会	小郡平成町 1 番 16 号	5	976-2401
〃	まえば小児科 こども支援小郡事業所	医療法人 まえば小児科クリニック	小郡下郷59 番地2	20	976-5525
〃	未来ランドイージス	株式会社みらいランドイージス	桜島五丁目 14 番 3 号	10	902-6456
〃	はあとm+M2新山口	社会福祉法人青藍会	小郡平成町 1 番 16 号	5	976-2401
〃	ミントブルー	NPO法人クロスロード	阿知須上荒内 2080 番地	10	0836 39-6612
〃	みもぎN	一般社団法人みもぎN	大内氷上五丁目 10 番 14 号	10	902-2060
〃	放課後等デイサービス まなびの	株式会社やつなみ	小郡新町一丁目 15 番 26 号	10	902-1870
〃	ネムハイスクール学習 センター	株式会社ノムラエキスパート モール	小郡高砂町 3 番 24 号 伸光ビル 2F	10	976-1125
〃	はあと f+j 中央	社会福祉法人青藍会	神田町 4 番 8 号	10	941-6790
〃	まえば小児科 こども支援吉敷事業所	医療法人 まえば小児科クリニック	吉敷中東三丁目 13 番 6 号	20	941-5605
〃	まえば小児科 こども支援矢原事業所	医療法人 まえば小児科クリニック	矢原 1085 番地 3	10	902-8881
〃	チャイルドハートやまぐ ち	株式会社 Salto	黒川 477 番 17 号	10	609-1165
〃	はあとキッズ新山口	社会福祉法人青藍会	小郡平成町 1 番 16 号	10	976-2401
〃	笑	特定非営利活動法人いきいき ぶちはうす	旭通り二丁目 8 番 31 号	10	902-0884
〃	アプリ児童デイサービス 吉敷	カイゴのチカラ株式会社	吉敷下東 1 丁目 15-8	10	902-8416
〃	アプリ児童デイサービス 維新公園	カイゴのチカラ株式会社	維新公園 3 丁目 7 番 43 号	10	902-7735
〃	ひあたり良好	合同会社ひあたり良好	平井 523 番地 1	10	902-7789
〃	児童発達支援・放課後等 デイサービス あくしゅ・愛	社会福祉法人 吉敷愛児園	大市町 3-3	10	941-5582
〃	優の木 山口中央	合同会社グロース	亀山町 5 番 25 号	10	981-5634
障害児通所支援事業所 (保育所等訪問支援)	子ども発達支援センター愛	社会福祉法人吉敷愛児園	富田原町 1 番 50 号	-	933-1070
〃	多機能型事業所 子ども通所サービスあぼろ	社会福祉法人ひらきの里	仁保中郷 962 番地	-	929-5015

区 分	施 設 名	設 置 者	所 在 地	定員	電話番号
障害児通所支援事業所 (保育所等訪問支援)	子育て支援センター しらさぎキッズ小郡	NPO法人 子育て支援センター しらさぎキッズ	小郡新町二丁目 7番15号	—	972-5722
〃	はあと f+j 小郡南	社会福祉法人青藍会	小郡花園町5番10号	—	973-1111
〃	はあと m+M2 新山口	社会福祉法人青藍会	小郡平成町1番16号	—	976-2401
〃	こども発達支援いんくる	特定非営利活動法人いんくる	本町二丁目2番24号	—	920-3535
地域活動支援センター I型	地域活動支援センター やまぐち	社会福祉法人博愛会	鑄銭司3347番地2	20	986-2832
地域活動支援センター II型	地域活動支援センター しらさぎ会館	社会福祉法人 山口市会福祉協議会	堂の前町1番5号	15	922-3666
地域活動支援センター III型	山口市アカシア工房	山口市	阿東徳佐中3382番地	18	957-0023
〃	ふれんず大歳	NPO法人 ふれあいの家鴻の峯	朝田500番地3	10	920-3344
児童自立支援施設	山口県立育成学校	山口県	大内氷上七丁目 5番1号	90	927-0304
児童福祉施設 保育所	山口保育園	山口市	旭通り一丁目 6番19号	150	922-0354
〃	東山保育園	〃	東山二丁目2番27号	120	922-3850
〃	大内保育園	〃	大内矢田北三丁目 4番23号	120	927-0001
〃	陶保育園	〃	陶4666番地1	80	972-0936
〃	楠木保育園	〃	楠木町1番44号	120	923-1722
〃	三の宮保育園	〃	芝崎町9番73号	110	924-0327
〃	山口第二保育園	〃	三和町9番2号	40	925-2181
〃	小郡保育園	〃	小郡大正町9番22号	90	973-0340
〃	小郡上郷保育園	〃	小郡新町一丁目 18番27号	140	973-2561
〃	あじす保育園	〃	阿知須2735番地1	120	0836 65-2117
〃	堀保育園	〃	徳地堀1616番地	20	0835 52-0266
〃	三つ葉保育園	南 寛正	嘉川1410番地1	50	989-4485
〃	さやま保育園	社会福祉法人であいの里	佐山2793番地	120	989-3013
〃	愛児園乳児保育所	社会福祉法人吉敷愛児園	大手町6番17号	60	922-7126

区 分	施 設 名	設 置 者	所 在 地	定員	電話番号
児童福祉施設 保育所	大内光輪保育園	社会福祉法人百華児童苑	大内間田四丁目 9番13号	150	934-5570
〃	大内すこやか保育園	社会福祉法人光善会	大内矢田北三丁目 22番11号	135	941-1150
〃	大内なかよしこども園	〃	大内長野 1573 番地 1	90	902-3366
〃	きらきら星保育園	社会福祉法人育慈会	大内長野 521 番地 1	120	927-5023
〃	花尾第二保育園	社会福祉法人花尾保育会	江良二丁目 1 番 17 号	30	922-7801
〃	夢の星保育園大内園	社会福祉法人育慈会	大内長野 1061 番地 3	110	927-3375
〃	みのり保育園	社会福祉法人島地保育園	芝崎町 8 番 1 号	70	902-1666
〃	めばえ保育園	社会福祉法人育慈会	矢原 887 番地 6	150	928-6278
〃	とものその保育園	社会福祉法人同朋福祉会	朝田 510 番地 1	120	934-0415
〃	夢の星保育園穂積園	社会福祉法人育慈会	穂積町 731 番地 1	90	921-3556
〃	めばえぼっぼ保育園	社会福祉法人育慈会	平井 945 番地 1	100	902-0840
〃	たんぼぼ保育園	社会福祉法人たんぼぼ会	小郡新町二丁目 5番1号	118	972-7066
〃	あさひ小郡保育園	社会福祉法人向学会	小郡柳井田一丁目 1番50号	90	902-2325
〃	U NURSERY 新山口 2 号館	社会福祉法人向学会	小郡黄金町 9 番 2 号	20	974-5715
〃	秋穂保育園	社会福祉法人秋穂保育会	秋穂東 900 番地 7	50	984-2557
〃	大海保育園	社会福祉法人徳寿会	秋穂東 978 番地 1	60	984-2241
教育・保育施設 認定こども園	山口みなみこども園	山口市	鑄銭司 3922 番地 1	20	986-2009
〃	認定こども園 野田学園幼稚園	学校法人野田学園	天花一丁目 3 番 1 号	211	932-0112
〃	認定こども園 阿知須幼稚園	学校法人小野学園	阿知須 2940 番地 2	120	0836 65-3880
〃	認定こども園 旭幼稚園	学校法人藤村学園	矢原 1121 番地	160	922-3072
〃	認定こども園 山口中央幼稚園	学校法人本願寺山口学園	中央四丁目 2 番 2 号	78	922-5844
〃	認定こども園 鴻城幼稚園	学校法人鴻城義塾	小郡柳井田二丁目 4番20号	110	972-0308
〃	認定こども園 明星幼稚園	学校法人明星学園	野田 170	73	922-2147

区 分	施 設 名	設 置 者	所 在 地	定員	電話番号
教育・保育施設 認定こども園	認定こども園 管内幼稚園	学校法人明和学園	大内御堀 3654 番地 6	87	927-0303
〃	認定こども園 ゆだ	社会福祉法人吉敷愛児園	富田原町 42 番 4 号	210	922-6545
〃	認定こども園 ひらかわ	〃	吉田 3050 番地	150	925-4997
〃	認定こども園 みやのの森	〃	宮野下 953 番地	80	932-8787
〃	認定こども園 おおとり	〃	維新公園五丁目 10 番 1 号	150	933-0660
〃	嘉川こども園	社会福祉法人百華児童苑	江崎 2712 番地 1	120	989-3518
〃	はあとこども園中央	社会福祉法人青藍会	神田町 4 番 22 号	120	941-5580
〃	はあとこども園新山口	社会福祉法人青藍会	小郡平成町 1 番 20 号	150	976-2460
〃	認定こども園 島地保育園	社会福祉法人島地保育園	徳地島地 255 番地 1	30	0835 54-0563
地域型保育施設 小規模保育事業	プティットーノ坂保育園	ヤクルトチャイルドサポート 株式会社	後河原 37 番地 2	18	928-8444
〃	山口ココモ保育園	株式会社ココモ	大内氷上六丁目 33 番 8 号	19	902-1550
〃	うる保育園	未来株式会社	黒川 776 番地 7	17	928-9200
〃	中央ココモ保育園	株式会社ココモ	平井 226 番地 8	19	902-6850
〃	もりもり保育園	一般社団法人美杜里	嘉川 1306 番地	19	976-4788
〃	はあと保育園吉敷	医療法人社団青藍会	吉敷中東一丁目 1 番 2 号	12	924-3962 (地域枠)
〃	ヤクルト保育園 プティット平川	株式会社ヤクルト山陽	平井 201 番地 1	5	929-3381 (地域枠)
児童福祉施設 へき地保育所	地福保育園	山口市	阿東地福上 1962 番地 1	20	952-0172
〃	徳佐保育園	〃	阿東徳佐中 3283 番地 1	60	956-0520
公立幼稚園を活用した 保育施設	仁保保育園	〃	仁保中郷 82 番地	15	929-0043
〃	小鯖保育園	〃	下小鯖 2519 番地	15	927-0054
児童福祉施設 児童厚生施設	山口児童館	〃	下豎小路 254 番地	—	928-8656
〃	三和児童館	〃	三和町 3 番 3 号	—	922-7055
〃	小郡上郷児童館	〃	小郡上郷 2159 番地	—	972-0103
〃	秋穂コミュニティセンター	〃	秋穂東 6527 番地 2	—	984-2130

区 分	施 設 名	設 置 者	所 在 地	定員	電話番号
児童心理治療施設	山口みほり学園	社会福祉法人 山口県社会福祉事業団	大内御堀五丁目 2番8号	50	922-8605
児童福祉施設 母子生活支援施設	沙羅の木	社会福祉法人防府海北園	小郡新町六丁目 4番11号	20 世帯	976-5577
母子・父子福祉施設	山口県母子・父子福祉 センター	山口県	吉敷下東三丁目 1番1号		923-2490
その他の社会福祉施設	山口県社会福祉会館	社会福祉法人 山口県社会福祉事業団	大手町9番6号	-	924-1025
〃	社会福祉センター しらさぎ会館	社会福祉法人 山口市社会福祉協議会	堂の前町1番5号	-	(代)922-3666 FAX 922-3669
救護施設	聖和苑	社会福祉法人博愛会	鑄銭司 3354 番地	60	986-2112
児童養護施設	山口育児院	社会福祉法人山口育児院	水の上町5番27号	30	922-1027
〃	吉敷愛児園	社会福祉法人吉敷愛児園	維新公園六丁目 2番31号	30	922-2509
〃	清光園	社会福祉法人清光園	阿知須 1448 番地	35	0836 65-3122

9. 項目別連絡先一覧

ページ	項目	課名及び組織名	担当	連絡先
5	2. 生活保護			
15	3. 児童、母子、寡婦福祉	(1)児童健全育成対策	地域福祉課	生活支援担当 934-2791
15		(1)児童健全育成対策	こども未来課	子育て応援担当 934-2756
15		(2)児童養護対策	家庭児童各種相談事業	子育て保健課 家庭児童相談室 934-2960
15		(3)母子保健等	里親制度の充実	子育て保健課 家庭児童相談室 934-2960
16		(3)母子保健等	母子栄養食品の支給	子育て保健課 母子健康サポート担当 921-7085
16		(1)相談業務		子育て保健課 家庭児童相談室 934-2960
16		(2)母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け業務		子育て保健課 家庭児童相談室 934-2960
16		(3)各種援護制度	児童扶養手当の給付	こども未来課 手当給付担当 934-2797
16			ひとり親家庭等日常生活支援事業	子育て保険課 家庭児童相談室 934-2960
16			ひとり親家庭医療費助成事業	保険年金課 福祉医療担当 934-2803
16			児童健全育成対策地域組織活動事業	こども未来課 子育て応援担当 934-2756
16			子育て福祉総合センター事業	保育幼稚園課 管理担当 934-2798
16			児童館活動事業	こども未来課 子育て応援担当 934-2756
17			放課後児童クラブ事業	こども未来課 子育て応援担当 934-2756
18			保育所	保育幼稚園課 認定給付担当 934-2798
18			休日保育事業	保育幼稚園課 認定給付担当 934-2798
18			家庭児童相談室	子育て保健課 家庭児童相談室 934-2960
18			児童手当	こども未来課 手当給付担当 934-2797
18			特別児童扶養手当	こども未来課 手当給付担当 934-2797
18		母子栄養食品の支給	子育て保健課 母子健康サポート担当 921-7085	
18		乳幼児医療費助成事業	保険年金課 福祉医療担当 934-2803	
18		こども医療費助成事業	保険年金課 福祉医療担当 934-2803	
19		第2子以降保育料無償化事業	保育幼稚園課 認定給付担当 934-2798	
19		子育て支援短期利用事業	子育て保健課 家庭児童相談室 934-2960	
20		ファミリー・サポート・センター事業	こども未来課 子育て応援担当 934-2756	
20		子育て支援事業	シルバー人材センター 924-5396	
21		母子・父子自立支援員	子育て保健課 家庭児童相談室 934-2960	
21		母子・父子・寡婦福祉資金貸付	子育て保健課 家庭児童相談室 934-2960	
21		児童扶養手当	こども未来課 手当給付担当 934-2797	
21		ひとり親家庭等日常生活支援事業	子育て保健課 家庭児童相談室 934-2960	
21		ひとり親家庭医療費助成事業	保険年金課 福祉医療担当 934-2803	
21		高等職業訓練促進給付金交付事業	子育て保健課 家庭児童相談室 934-2960	
21		教育訓練給付金交付事業	子育て保健課 家庭児童相談室 934-2960	
22	4. 障がい福祉	訪問系サービス	障がい福祉課	給付担当 934-2961
22		日中活動	障がい福祉課	給付担当 934-2961
23		居住支援	障がい福祉課	給付担当 934-2961
23		障がい児支援	障がい福祉課	給付担当 934-2961
23		障害福祉サービスの申請から利用までの流れ	障がい福祉課	給付担当 934-2961
24		障害福祉サービスを利用したときにかかる費用	障がい福祉課	給付担当 934-2961
25		◎自立支援医療	障がい福祉課	給付担当 934-2961
26		◎障害者総合支援以外での福祉サービス	障がい福祉課	給付担当 934-2961
27		身体障害者手帳の交付	障がい福祉課	給付担当 934-2961
27		療育手帳の交付	障がい福祉課	給付担当 934-2961
27		精神障害者保健福祉手帳の交付	障がい福祉課	給付担当 934-2961
27		重度心身障害者医療費助成事業	保険年金課	福祉医療担当 934-2803
27		補装具費の交付	障がい福祉課	給付担当 934-2961
27		特別障害者手当	障がい福祉課	給付担当 934-2961
27		障害児福祉手当	障がい福祉課	給付担当 934-2961
27		(経過的)福祉手当	障がい福祉課	給付担当 934-2961
28		心身障害児福祉手当	障がい福祉課	給付担当 934-2961
28		日常生活用具の給付事業	障がい福祉課	給付担当 934-2961
28		手話通訳者設置事業	障がい福祉課	障がい者支援担当 934-2794
28		旅客鉄道	鉄道事業者	
28		手話通訳者等派遣事業	障がい福祉課	障がい者支援担当 934-2794
28		航空運賃の割引	航空事業者	
28		民間バス運賃の割引	バス事業者	
28		要約筆記者派遣事業	障がい福祉課	障がい者支援担当 934-2794
28		有料道路通行料の優遇措置	障がい福祉課	障がい者支援担当 934-2794
29		自動車税等の減免	自動車税 山口県税務所 納税課 925-3111	
29			軽自動車税 税務管理室 934-2734	
29		NHK放送受信料の減免	障がい福祉課	障がい者支援担当 934-2794
29		山口県心身障害者扶養共済制度	障がい福祉課	給付担当 934-2961
29		電話お願い手帳	障がい福祉課	障がい者支援担当 934-2794
29		福祉タクシー料金助成事業	障がい福祉課	障がい者支援担当 934-2794
29	障がい福祉優待バス乗車証交付事業	障がい福祉課	障がい者支援担当 934-2794	
30	訪問入浴サービス事業	障がい福祉課	給付担当 934-2961	
30	タクシー料金割引制度	山口県タクシー協会 922-5110		
30	施設等通所支援事業	障がい福祉課	給付担当 934-2961	
30	福祉機器リサイクル事業	市社会福祉協議会	生活相談課 924-1395	
31	相談支援事業	障がい福祉課	相談支援担当 934-2988	
31	リフト付き自動車改造等助成事業	障がい福祉課	障がい者支援担当 934-2794	
31	自動車改造費助成事業	障がい福祉課	障がい者支援担当 934-2794	
31	自動車運転免許取得費助成事業	障がい福祉課	障がい者支援担当 934-2794	

ページ	項目		課名	担当	連絡先		
34	I 介護予防の推進	1. 健康づくり対策	(1) 健康診断	保険年金課	国保担当	934-2802	
35			(2) 健康診査	健康増進課	地域医療担当	921-2666	
36			(3) 健康相談 (介護予防健康相談)	健康増進課	健康づくり担当	921-2666	
36			(4) 健康教育 (介護予防健康教育)	健康増進課	健康づくり担当	921-2666	
36			(5) 訪問指導 (介護予防訪問指導)	健康増進課	健康づくり担当	921-2666	
36			(6) 特定保健指導	健康増進課	健康づくり担当	921-2666	
36			(7) はり、きゅう施術 費助成事業	高齢福祉課	高齢者支援担当	934-2793	
37		2. 介護予防対策	(1) 介護予防・生活支 援サービス事業	高齢福祉課	地域包括ケア担当	934-2792	
37			(2) 介護予防出張講 座	高齢福祉課	包括支援担当	934-2758	
37			(3) 地域介護予防活 動支援事業	高齢福祉課	地域包括ケア担当	934-2792	
37			(4) 地域リハビリテ ーション活動支援事業	高齢福祉課	地域包括ケア担当	934-2792	
38		II 生きがいづくり	1. 生きがい対策・社会活 動への参加促進	(1) 老人クラブ活動助 成事業	高齢福祉課	高齢者支援担当	934-2793
38				(2) すこやかボラン ティア事業	高齢福祉課	高齢者支援担当	934-2793
38				(3) 地域介護予防活 動支援事業	高齢福祉課	地域包括ケア担当	934-2792
38	(4) ふれあい・いきい きサロン			市社会福祉協議会	地域福祉課	924-0543	
38	(5) 健康づくりふれあ い大会			高齢福祉課	高齢者支援担当	934-2793	
38	(6) 健康増進老人福 祉大会			高齢福祉課	高齢者支援担当	934-2793	
38	(7) 敬老行事助成事 業			高齢福祉課	高齢者支援担当	934-2793	
39	2. 高齢者の雇用拡大・集 い憩う場の準備		(1) 老人憩の家	高齢福祉課	高齢者支援担当	934-2793	
39			(2) 老人福祉センター	高齢福祉課	高齢者支援担当	934-2793	
39			(3) 公益社団法人山 口市シルバー人材セン ター	シルバー人材センター		924-5396	
39			(4) 高齢者生きがい センター	高齢福祉課	高齢者支援担当	934-2793	
39			(5) 串地区老人作業 所	高齢福祉課	高齢者支援担当	934-2793	
39			(1) 家事援助サービ ス事業	高齢福祉課	高齢者支援担当	934-2793	
39			(2) 生活支援訪問 サービス事業	高齢福祉課	高齢者支援担当	934-2793	
39	(3) 生活支援短期宿 泊サービス事業	高齢福祉課	高齢者支援担当	934-2793			
39	(4) 日常生活用具給 付事業	高齢福祉課	高齢者支援担当	934-2793			
40	III 地域での生活を支える基盤づくり	1. 生活支援対策	(5) 配食見守り支 援事業(生活支援型給食 サービス)	高齢福祉課	地域包括ケア担当	934-2792	
40			(6) 山口市有償在宅 福祉サービス事業	市社会福祉協議会	地域福祉課	924-0543	
40			(7) お元気コール	市社会福祉協議会	生活相談課	924-1395	
40			(8) シルバー福祉・生 活支援サービス事業	シルバー人材センター		924-5396	
40			(9) 敬老金支給事業	高齢福祉課	高齢者支援担当	934-2793	
40			(10) チェアキャブ貸 出事業	市社会福祉協議会	地域福祉課	924-0543	
40			(11) 高齢者福祉給付 金	高齢福祉課	高齢者支援担当	934-2793	
40			(12) 高齢者等交流施 設運営事業	高齢福祉課	高齢者支援担当	934-2793	
40			(13) ふれあい型給食 サービス事業	高齢福祉課	高齢者支援担当	934-2793	
40			(14) 移送サービス事 業	高齢福祉課	高齢者支援担当	934-2793	
40			(15) 介護用品支給事 業	高齢福祉課	地域包括ケア担当	934-2792	
41			(16) 在宅復帰支援事 業	高齢福祉課	包括支援担当	934-2758	
41			(17) 家族介護支援事 業	高齢福祉課	包括支援担当	934-2758	
41			2. 認知症高齢者対策	(1) 認知症サポーター 養成事業	高齢福祉課	包括支援担当	934-2758
41	(2) 「もの忘れホット ライン」(認知症電話相 談)	高齢福祉課		包括支援担当	934-2758		
41	(3) ほっと安心SOS ネットワーク事業	高齢福祉課		地域包括ケア担当	934-2792		
41	(4) 見守り支援機器 の購入費用等の支援	高齢福祉課		包括支援担当	934-2758		
41	(5) 認知症初期集中 支援事業	高齢福祉課		包括支援担当	934-2758		
41	(6) 認知症高齢者家 族の会	高齢福祉課		地域包括ケア担当	934-2792		
42	(7) 高齢者の心の健 康相談、認知症に関す る相談等	山口健康福祉センター			934-2532		
42	(8) 精神保健相談	山口健康福祉センター		934-2532			
5. 高齢者福祉							

ページ	項目	課名	担当	連絡先	
42	4. 障がい者福祉 III 地域での生活を支える基盤づくり	3. 高齢者の虐待防止・権利擁護	(1) 高齢者虐待防止相談窓口 高齡福祉課	包括支援担当	934-2758
42			(2) 成年後見制度利用支援事業 高齡福祉課	成年後見センター	934-2600
43		4. 安心・安全な生活環境の整備	(1) 緊急通報システム事業 高齡福祉課	高齢者支援担当	934-2793
43			(2) シルバーハウジング生活援助員派遣事業 高齡福祉課	高齢者支援担当	934-2793
43			(3) 養護老人ホーム 高齡福祉課	高齢者支援担当	934-2793
43			(4) 軽費老人ホーム 直接施設		
43			(5) ケアハウス 直接施設		
44			(6) 生活支援ハウス 高齡福祉課	高齢者支援担当	934-2793
44			(7) 友愛訪問活動促進事業 高齡福祉課	高齢者支援担当	934-2793
44			(8) 敬老福祉優待バス乗車証交付事業 高齡福祉課	高齢者支援担当	934-2793
44			(9) おでかけサポーター(要介護者等)タクシー料金助成事業 高齡福祉課	高齢者支援担当	934-2793
44	(10) 救急サポート安心キット配布事業 高齡福祉課		高齢者支援担当	934-2793	
44	(11) 高齢者そっと見守り活動事業 高齡福祉課	高齢者支援担当	934-2793		
45-46	◎ 高齢者、障がい者、寡婦等に対する所得税、住民税について	市民税課	市民税担当	934-2735	
47	6. 介護保険	(1) 介護保険制度	介護保険課	管理担当	934-2805
47-48		(2) 要介護認定申請からサービス利用まで	介護保険課	給付担当	934-2795
49-50		(3) サービスの内容について	介護保険課	管理担当	934-2805
51	7. その他の福祉関係施策	◎ その他の福祉施策	災害見舞金支給事業 地域福祉課	地域福祉担当	934-2790
51			生活困窮者自立支援事業 市社会福祉協議会	総務課	934-3538
52			生活福祉資金貸付制度 地域福祉課	生活支援担当	934-2791
52			無料法律相談事業 市社会福祉協議会	生活相談課	924-1395
52			日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業) 市社会福祉協議会	生活相談課	922-7900
53			介護サービス相談員派遣事業 介護保険課	給付担当	934-2795
53			特別障害給付金制度 保険年金課	年金担当	934-2801
53			こども未来課 こども未来課	子育て応援担当	934-2756
54	国民健康保険保険料及び任意給付等一覧 後期高齢者医療制度 年金額比較表		保険年金課	管理担当	934-2800
55-59			保険年金課	後期高齢担当	934-2969
60-61			保険年金課	年金担当	934-2801